令和7年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

秋田県北秋田市

自 治 体 名 ： 秋田県北秋田市
担 当 課 名 ： 秋田県北秋田市教育委員会学校教育課
電 話 番 号 ： 0186-62-6617

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

面積	1,152.76㎢
人口	27,834人
公立中学校数	4校
公立中学校生徒数	517人
部活動数	25 （運動部）
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	令和5年度に 検討委員会設置 （以降年3回開催）
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	・令和6年度に 推進計画Ver1策定 ・令和8年度に 推進計画Ver2策定

地域連携・地域移行における市区町村の現状・課題

本市には中学校が4校（内、義務教育学校1校）あり、生徒数は517名である。(令和8年1月)4校の中学校の内、1校は中規模校であるが、3校は100人以下の小規模校で選択できる部活動の種類が極めて少ない。小規模校の全てが、単独校で活動できない部活動で、他校との合同チームを編成しながらどうにか活動を維持している。中規模校であっても合同チームを編成している部活動もある。10年後の全生徒数は約半数になることが推測され、このままではさらに部活動の継続が困難になっていくのは明白である。

本市の子供たちのスポーツ環境を整備するためには、部活動というこれまでの活動形態から地域スポーツという活動形態に転換していくことが、急務であり、残された手段ともいえる。

本市では、令和6年に推進計画Ver.1を策定し、2年間に渡り部活動の地域展開の取組を進めてきたが、達成目標が予定より早期に実現できる目処が立ったため、推進ロードマップや取組を見直し、推進計画Ver.2の策定に向けて取り組んでいるところである。（令和8年10月公表予定、概要版は完成）

北秋田市立学校生徒数の見込み（人）R6,4,1

	鷹巣中	合川中	森吉中	阿仁学園	計
R 5	364	90	77	26	557
R15	211	46	41	7	305
減少率	−42.0%	−48.9%	−45.6%	−73.1%	−45.2%
運動部活動数 （合同部活数）	12 （0）	4 （1）	6 （2）	2 （1）	24 （4）

北秋田市立学校部活動地域連携・移行推進計画Ver1より

2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制・役割

●運営体制図（市区町村における推進体制図）

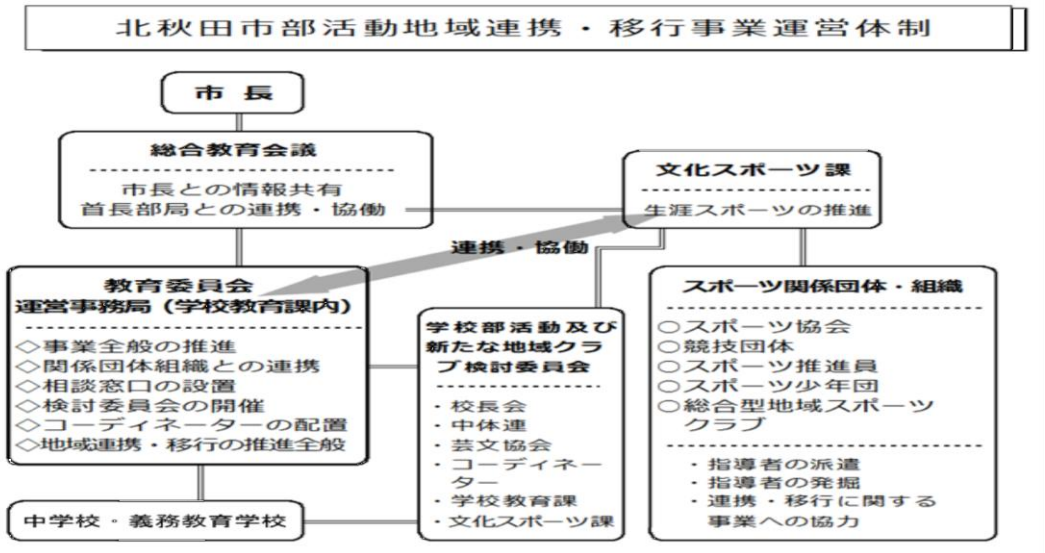

●行政組織内での役割分担

◉教育委員会

・主管事務担当（実証事業の予算収支管理等）、実証事業及び移行に関する事業や取組の実施。
・関係団体及び組織等との協議、検討委員会の開催、各種説明会の開催。
・推進計画、事業実施計画の作成・説明、評価。

◉首長部局

・総合教育会議（地域移行に関する取組の市長理解を図る）
・文化スポーツ課との連携（地域スポーツクラブへの財政的支援検討、実証事業及び地域移行に関する取組等の連携）

年間の事業スケジュール

令和7年4月
平日・休日の一部地域スポーツクラブ活動に従事する指導者の研修会

令和7年5月
北秋田市校長会への事業等説明、検討委員会①の開催、総合教育会議での市長への説明（月8回以内）

令和7年8月（～令和8年2月）
部活動関係競技団体との地域展開に関する協議・情報交換（約25回）

令和7年11月
検討委員会②の開催

令和8年2月
検討委員会③の開催

〈その他〉

他市町村との共同・連携に関する協議

- 上小阿仁村（共同実施）：年3回実施
- 大館市・能代市取組の連携：年3回実施

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の運営実績

①全体に関すること

中学校数	3校（4校中3校で実施）	実施した地域クラブ総数	13クラブ
ケース別クラブ数	A：部活動を地域移行した形のクラブ数（及び移行された部活動数）		13クラブ（12部活）
	B：部活動を移行する形態ではない地域クラブ（新たな種目のクラブを新規に創設するケース等）		0クラブ
全体の指導者数	17人	全体の運営スタッフ数	20人（指導者17＋市教委3）

②各クラブに関すること

クラブ名	運営団体種別	種目 ※新規のものは末尾に（新）を付ける	実施回数（平均）	実施時間帯	参加者（学年別）	実施期間	活動場所	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
鷹巣中学校男子バレーボールクラブ	教育委員会	バレーボール	8月～2月、月2回	平日：18:30～20:30 休日：9:00～12:00	1年：0 2年：1 3年：2	5月～3月	綴子小学校体育館	2人	指導者2人（市教委3人）	傷害保険料800円	所属部活動で中体連大会参加
鷹巣中学校男子バスケットボールクラブ	教育委員会	バスケットボール	8月～2月、月5回	平日：17:00～19:00 休日：9:00～12:00	1年：4 2年：6 3年：7	5月～3月	鷹巣中学校体育館	2人	指導者2人(市教委3人)	傷害保険料800円	所属部活動で中体連大会参加
鷹巣中学校女子バスケットボールクラブ	教育委員会	バスケットボール	8月～2月、月7回	平日：17:00～19:00 休日：9:00～12:00	1年：5 2年：6 3年：2	5月～3月	鷹巣中学校体育館	1人	指導者1人(市教委3人)	傷害保険料800円	所属部活動で中体連大会参加
鷹巣中学校男子ソフトテニスクラブ	教育委員会	ソフトテニス	8月～2月、月1回	休日：9:00～12:00	1年：6 2年：6 3年：8	5月～3月	鷹巣中学校テニスコート他	2人	指導者1人(市教委3人)	傷害保険料800円	所属部活動で中体連大会参加

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の運営実績

クラブ名	運営団体種別	種目 ※新規のものは末尾に（新）を付ける	実施回数（平均）	実施時間帯	参加者（学年別）	実施期間	活動場所	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
鷹巣中学校女子ソフトテニスクラブ	教育委員会	ソフトテニス	8月～2月、月2回	休日：9:00～12:00	1年：4 2年：0 3年：3	5月～3月	鷹巣中学校テニスコート他	2人	指導者2人 (市教委3人)	傷害保険料800円	所属部活動で中体連大会参加
鷹巣中学校女子卓球クラブ	教育委員会	卓球	8月～2月、月7回	平日：17:00～19:00 休日：9:00～12:00	1年：5 2年：5 3年：7	5月～3月	鷹巣中学校体育館	1人	指導者1人 (市教委3人)	傷害保険料800円	所属部活動で中体連大会参加
鷹巣中学校剣道クラブ	教育委員会	剣道	8月～2月、月6回	平日：17:00～19:00 休日：9:00～12:00	1年：4 2年：4 3年：2	5月～3月	鷹巣中学校武道場	1人	指導者1人 (市教委3人)	傷害保険料800円	所属部活動で中体連大会参加
森吉中学校女子バスケットボールクラブ	教育委員会	バスケットボール	8月～2月、月4回	平日：17:00～19:00 休日：9:00～12:00	1年：1 2年：1 3年：2	5月～3月	森吉中学校体育館	1人	指導者1人 (市教委3人)	傷害保険料800円	所属部活動で中体連大会参加
森吉中学校柔道クラブ	教育委員会	柔道	8月～2月、月8回	平日：17:00～19:00 休日：9:00～12:00	1年：1 2年：3 3年：1	5月～3月	森吉中学校柔道場	1人	指導者1人 (市教委3人)	傷害保険料800円	所属部活動で中体連大会参加
合川中学校陸上クラブ	教育委員会	陸上競技	8月～2月、月4回	平日：17:00～19:00 休日：9:00～12:00	1年：2 2年：13 3年：2	5月～3月	合川中学校陸上競技場	1人	指導者1人 (市教委3人)	傷害保険料800円	所属部活動で中体連大会参加

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の運営実績

クラブ名	運営団体種別	種目 ※新規のものは末尾に（新）を付ける	実施回数（平均）	実施時間帯	参加者（学年別）	実施期間	活動場所	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
合川中学校柔道クラブ	教育委員会	柔道	8月～2月、月6回	平日：17:00～19:00 休日：9:00～12:00	1年：5 2年：0 3年：6	5月～3月	北秋田市武道場	1人	指導者1人(市教委3人)	傷害保険料800円	所属部活動で中体連大会参加
合川中学校剣道クラブ	教育委員会	剣道	8月～2月、月4回	平日：17:00～19:00 休日：9:00～12:00	1年：0 2年：3 3年：2	5月～3月	合川武道場体育館	1人	指導者1人(市教委3人)	傷害保険料800円	所属部活動で中体連大会参加
合川中女子バスケットボールクラブ	教育委員会	バスケットボールクラブ	8月～2月、月4回	平日：17:00～19:00 休日：9:00～12:00	1年：7 2年：0 3年：0	5月～3月	合川中体育館	1人	指導者1人(市教委3人)	傷害保険料800円	所属部活動で中体連大会参加

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

○ 統括コーディネーターの配置
- 推進計画の策定
- 取組の実施計画の作成
- 競技団体、学校や関係者への説明や協議
- 相談窓口の設置と担当

○ 調整コーディネーターの配置
- 地域クラブ指導者及び学校との活動日程等の調整
- 指導者への謝礼支払事務

○ 市長部局との連携
- 文化スポーツ課との協働

取組の成果

○ 専門性を有する統括コーディネーターを配置することにより、地域の実態に応じた推進計画の策定や具体的な取組実施計画の作成が可能になり、計画的かつ円滑に事業を進めることができた。
○ 統括コーディネーターが、学校や保護者、関係団体等への事業の説明を行い、理解を深めることができた。
○ 統括コーディネーターが中心となり、競技団体と丁寧に協議を進めたり、調整を図ることにより、地域展開が想定よりも早く実現する運びとなり、完全地域展開（＝部活動の廃止）の実現に向けた推進計画Ver.2の策定に至った。
○ 調整コーディネーターを配置することにより、地域クラブ指導者と学校間の活動日程調整等の連絡調整、指導者への謝礼支払事務を行うことができた。学校の部活動担当者や指導者の負担軽減につながった。
○ 本市では現在、教育委員会学校教育課が地域展開の事務主管をしているが、12年度から市長部局の文化スポーツ課に事務移管する予定になっている。
○ 近隣市町村との協働・連携を重視し、協議を行った。そのことにより、大会出場旅費補助の統一や地域展開実施時期の統一などを今後の予定として決定することができた。

コーディネーターの具体的な動きの実績

〈統括コーディネーター〉
- 推進計画Ver.2の策定（ロードマップ・基本計画・取組の見直し）
- 地域展開に向けた競技団体との協議（25回）
- 県教委主催の会議での事例発表
- 検討委員会の資料作成と説明（3回）

〈調整コーディネーター〉
- 学校部活動担当者と指導者の日程調整
- 指導謝礼支払事務

今後の課題と対応方針

○ 令和8年10月公表予定の推進計画Ver.2の策定に当たり、競技団体、教職員、保護者、関係者などに丁寧に説明し、広く意見を求め計画に生かす。
○ 公表後は、より多くの市民に周知するよう工夫する。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名イ：指導者の質の保障・量の確保①

取組事項

○本市では、平日・休日の一部（月8回以内）を地域スポーツクラブとして活動している。
※指導者には謝礼を支払っているため、予算の都合上8回以内。
○既存の部活動外部指導者をそのまま地域スポーツクラブの指導者としているため、市内4校全25部活動の内、半数に当たる13部活動で上記の地域スポーツクラブ活動を実施することができた。指導者は全17名である。
○本市では指導者を地域スポーツクラブ指導員として委嘱している。
○資質向上、安全管理等の指導者研修会を実施。（令和8年4月実施）

種目

○男子バレーボール（1校）
○男子バスケットボール（1校）
○女子バスケットボール（3校）
○柔道（3校）
○剣道（2校）
○女子卓球（1校）
○陸上競技（1校）
○男・女ソフトテニス（1校）

取組の成果

○上記の平日・休日の一部（月8回以内）を地域スポーツクラブとして活動する日時の指定は、指導者の都合で決定している。13クラブ全てが、休日だけでなく平日も活動している。一般的に平日は難しいと言われている地域スポーツクラブ活動であるが、本市で実施できているのは大きな成果といえる。
○本市の外部指導者を活用したこの取組は、①教員の働き方改革②専門的な指導が目的であり、完全地域展開（地域クラブ設立＝部活動の廃止）を直接目指すものではない。
○この取組を活用している部活動担当者からは、「部活動指導に伴う多忙さが解消された」という声が多い。（全部活動主担当者の84%）

今後の課題と対応方針

○本市の外部指導者を活用したこの取組は、完全地域展開（令和11年度目標）が実現されれば、廃止する事業である。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名イ：指導者の質の保障・量の確保②

指導者研修の内容

○「外部指導者を活用した平日・休日の一部地域スポーツクラブ活動」の実施に当たり、外部指導者対象の研修会を開催した。

- 講師：統括コーディネーター
- 内容：

① 事業の説明
② 部活動指導の留意点
③ 事故の防止対策と事故発生時の対応
④ 体罰・いじめの根絶について
⑤ 質疑応答

指導者研修の参加実績

- 開催日：令和7年4月17日18:00-20:00
- 北秋田市役所第2庁舎会議室
- 参加者：教育長、学校教育課長、教育委員会部活動担当
- 統括・調整各コーディネーター
- 部活動外部指導者17名（全員）計23名

今後の課題と対応方針

○ 事業の開始（5月）に当たり、部活動外部指導者全員に対し、左記研修会を実施した。
○ 事業開始前に実施することにより、事業の円滑・効果的な推進を目的とするものである。
○ 今後、部活動が廃止され、地域で展開されることになれば、スポーツクラブ及びその指導者、保護者等に対して研修会を実施することは、ますます重要になってくる。今後も研修会は継続して実施したい。
○ 指導者の資格取得や研修会への参加等、指導力向上を含む質の向上に向けた支援も必要になるのではないか。

研修会資料(前頁研修会)

スポーツ庁

Ｒ７年度 中学校部活動「外部コーチによる平日・休日の地域クラブ活動」 説明資料　　北秋田市教育委員会 R7.4.16

外部コーチによる平日・休日の地域クラブ活動とは

◇各校でお願いしている外部コーチが、平日・休日の一部を地域クラブとして指導します。この日を「特定日」とし、学校とは別に活動します。
◇令和６年度の「特定日」は、最多で月４回以内でしたが、**令和７年度は最多で月８回以内の「特定日＝地域クラブ活動」が可能になります。**
◇外部コーチを置いていない部活動は、この取組に該当しないことになります。
７年度から新規に外部コーチを置くことももちろん可能です。
※部活動指導員は、この取組の「外部コーチ」を兼任しています。

〈６年度実績及び７年度予定〉

鷹巣中	合川中	森吉中
男子バレーボール	柔道・剣道	女子バスケットボール
男・女バスケットボール	陸上競技	柔道
男・女ソフトテニス	◇３中学校で１２の部活動がこの取組に参加しています。	
剣道・女子卓球	◇阿仁学園は、外部コーチがいないため該当しません。	

「特定日」の決定は

◇市教委に山本英幸調整コーディネーターがいます。**各部活動の翌月の活動予定をいただき、外部コーチが指導予定日の中から「特定日」を決定**します。
◇「特定日」は、調整コーディネーターが、各部活動担当者に連絡します。
◇部活動担当者は、「特定日」を部員にも知らせます。（部報など）

けがや事故への対応

◇「特定日」は部活動ではなく、地域クラブとして活動するため、**生徒は傷害保健に必ず加入**しなければなりません。（スポーツ安全協会：年８００円４月更新）
◇外部コーチも同様の保険（傷害・賠償）に市負担で加入します。
◇重大なケガや事故が生じた場合、最終責任は市になります。　**マニュアル参照**

外部コーチへの謝礼

◇「特定活動日」の指導時間に応じた指導謝礼を市から支払います。手続きもすべて市教委で行います。

中体連大会等への参加

◇中体連主催大会や各種大会には、この取組の地域クラブとしては参加できません。
◇練習試合は、この取組の地域クラブとして参加可能です。

外部コーチの中体連大会等でのベンチ入り

◇校長（市教委）が認めた外部コーチであれば、ほとんどの大会でベンチ入りできます。
◇種目によっては、東北大会・全国大会でのベンチ入りに資格が必要な場合もあります。
〈種目ごとに確認が必要です！〉



〈問合せ〉
北秋田市教育委員会　部活動地域移行統括コーディネーター
遠藤 元博　０９０－４６３５－７１７５

令和７年４月１６日 北秋田市教育委員会

平日・休日の一部スポーツクラブ活動 事故等発生時の対応マニュアル

他の部活動が活動していない時（主に休日）

重大事故・症状発生

◇意識がない・もうろうとしている（熱中症の疑い・頭頸部の事故など）
◇出血が止まらない・多い（鼻部への衝撃や深い裂傷）
◇骨折が疑われる（激痛で苦しんでいる）
◇眼球への強い衝撃で目を開けることができない　など

応急処置 ---- 救急車１１９ ①

応急処置しながら素早く救急車を呼ぶ

② 保護者へ連絡　　救急車へ同乗

※他の生徒は帰宅させる　③ 市教委へ連絡

校長 ← 茂内課長　０９０－７６６２－５６９０
（不在）高橋　０９０－３３６６－２９７６

軽傷・体調不良等の症状発生

◇頭痛・腹痛・体調不良・発熱　◇捻挫・打撲　◇鼻血　◇切り傷で出血など

応急処置 ---- すぐに保護者へ連絡（迎え）

生徒名簿（保護者連絡先等）は学校から外部コーチへ配布（部外秘）

他の部活動が活動している時（主に平日）

重大事故・症状発生 → 応急処置 ---- 救急車１１９ ①

② 保護者へ連絡　③ 市教委へ連絡

※事故状況に詳しい外部コーチが乗車することもある！

生徒を使って他の職員・職員室に連絡（職員は現場へ）

軽傷・体調不良等の症状発生 → 保健室（職員室）

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名ウ：関係団体・分野との連携強化／エ：面的・広域的な取組

取組事項（ウ）

○部活動関係競技団体への地域展開に関する協議・情報交換会を実施した。（全25回）
○地域展開に向けた取組について学校との連携を密に行った。（20回）

取組の成果（ウ）

○部活動関係競技団体との地域展開に関する協議は、競技種目で多少はあるものの、25回実施した。協議を重ねた結果、部活動の地域展開についての理解と協力が進み、競技団体が深く関わる地域展開実施の目処が立った。
○地域展開の目処が立ったため、令和6年4月に公表した「推進計画Ver.1」を改定し（目標の上方修正）、令和8年10月に「推進計画Ver.2」を公表することになった。
○学校との連携・情報共有を重視して進めてきたため、学校の協力も得られ、円滑に事業を進めることができた。

今後の課題と対応方針

○令和8年度も競技団体と協議を重ね、地域展開の具体的な実施時期指導体制や運営方法などについて協議をすることになっている。
○令和8年度は、小中保護者に対して今後の地域展開（部活動廃止までのプロセス・方法）を説明することになっている。

取組事項（エ）

○隣接する上小阿仁村（小規模中学校1校）を本市の枠組みに入れた地域展開を当初より進めてきた。（共同実施）
○隣接する大館市・能代市とは、地域展開の実施時期の統一や大会出場旅費等の補助金についての連携を進めてきた。

取組の成果（エ）

○上小阿仁村の中学校は、生徒数が非常に少なく、部活動の選択肢が極々限られる自治体のため、本市と一緒の枠組みで地域展開を進めていることに感謝されている。
○地域スポーツクラブが今後ますます広域化（特に隣接する地域）した場合、旅費等の補助について連携を図ることは、保護者負担の軽減に大きな効果があるため、今後も進めていきたい。

今後の課題と対応方針

○令和8年度は、大館市・能代市とは、大会出場旅費等補助について協定を結ぶ方向で検討したい。
○令和8年度は、共同実施する上小阿仁村と、より具体的な行政の役割や支援方策について協議したい。

2.実証内容と成果

取組内容

●取組項目名オ：内容の充実

取組事項及び活動の詳細

○平日・休日の地域スポーツクラブ活動

- 平日・休日の一部（月8回以内）を地域スポーツクラブとして活動する。（学校は関与しない）
- 本市では、平日と休日の区別なく、地域スポーツクラブ活動を実施している。

○指導者の確保

- 既存の部活動外部指導者をそのまま地域スポーツクラブの指導者としている。ほとんどの指導者が競技団体のメンバーであったり、関係性が深かったりするため、クラブによっては、指導面で競技団体の協力を得て活動していることもある。

  ※この取組の外部指導者は、市で「地域スポーツクラブ指導員」として委嘱し、活動時間に応じた指導謝礼を支払っている。

取組の成果

○平日・休日の地域スポーツクラブ活動

- 令和6年度は、月4回以内の実施であったが、令和7年度は月8回以内と、実施可能回数を増やして実施している。（52%の部活動で実施）
- 該当する部活動担当教員からは、「負担が減った」「事務仕事や教材研究の時間が増えた」など、好評であった。教員の働き方改革の面で大きな効果があった。

○指導者の確保

- 既存の部活動外部指導者を活用したため、指導者の確保はスムーズにできた。
- 競技団体の協力も得られるようになってきている。
- 部活動主担当の当該競技未経験者は、約50%であるため、専門的な指導が可能な外部指導者の活用は、教員の負担軽減に効果があった。

今後の課題と対応方針

○外部指導者を活用したこの取組は、完全地域展開（＝部活動廃止）が進むにつれ、廃止する取組である。いわば完全地域までの経過措置的な意味合いを持つが、「専門的な指導」「教員の負担軽減」という面では大きな成果があった。

※なお、完全地域展開（＝部活動廃止）実現の手段は、後述参照。

2.実証内容と成果
（活動記録）

スポーツ庁

参考資料（活動写真）



合川中剣道クラブ



鷹巣中男子バレーボールクラブ



鷹巣中女子卓球クラブ（男子と合同）

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名カ：参加費用負担の支援等／キ：学校施設の活用等

取組事項（カ）

○ 新規地域スポーツクラブ設立の障壁の一つが、大会参加旅費である。特に東北大会や全国大会出場となれば、保護者負担も大きくなる。部活動では、ほぼ全額市からの補助があるものの、地域スポーツクラブ（スポ少も）に対しては上限が決められており、部活動の補助とは大きな格差があった。部活動との格差が生じないようにするため、補助の増額について検討を重ねてきた結果、市による予算措置ができた。

取組の成果（カ）

○ 令和7年度から上記の取組が実現され、施行されている。
○ 保護者負担軽減が可能になったことは、大きな成果である。
○ 完全地域展開の障壁が一つなくなったため、新規地域クラブの設立にとってもたいへん大きな効果がある。

今後の課題と対応方針

○ 今後は、保護者負担だけではなく、地域スポーツクラブの運営経費などの負担軽減を図って行く必要がある。推進計画Ver.2では、以下の取組も盛り込む予定である。

- 大会出場に必要な指導資格の取得や更新のための費用補助
- 地元企業の支援体制づくり（商工会などを通じて）

取組事項（キ）

○ 学校施設はもちろん、市体育施設についても学校部活動であれば、利用料の減免が可能であった。スポーツクラブも部活動と同様に減免が可能になるようにした。
○ 令和6年度に、市立体育館及び学校体育施設使用のきまりを見直したり、新たに作成したりして、過熱化防止、ルール遵守等の周知を図っている。（統括コーディネーターが作成資料画像参照）

取組の成果（キ）

○ 6年度中にすべて実現することができた。

今後の課題と対応方針

○ 特になし。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

北秋田市立学校　体育施設使用のきまり

小学校・中学校・義務教育学校　**令和6年4月1日施行　北秋田市教育委員会**

1　使用できない活動等

◇政治的活動　◇宗教的活動　◇公の秩序を乱すおそれがある活動
◇営利目的の活動　◇学校の管理に支障を及ぼすおそれがある活動
◇個人的な活動（団体名を使った個人的な活動も含む）

2　使用申請・許可

◇使用者は学校所有の「**学校施設使用申請書（許可書）**」を提出し、校長の許可を得てください。（学校行事等がある場合は、行事を優先）
◇申請（許可）した使用をキャンセルする場合は、速やかに学校に連絡してください。
◇独自の使用のきまりがある学校もあるので、申請時に必ず確認してください。

3　使用可能日数・時間

(1) 使用可能日数

小学生 ---------- 週４日以内
中・高校生 ---------- 週５日以内
一　般 ---------- 制限なし

複数の団体から使用希望がある場合は、偏らないように調整して許可します。

小・中・高校生の使用可能日数は、複数の施設の合計日数になります。
市立体育館＋学校体育館＋上小阿仁村体育館

(2) 使用可能時間（＝予約可能時間）

平　日
小・中・高校生 -- **２時間３０分以内（準備・片付・ミーティング含む）**
一　般 ---------- 制限なし

休・祝日
小・中・高校生 --- **３時間３０分以内（準備・片付・ミーティング含む）**
一　般 --------- 制限なし

大会・練習試合等の場合は、上記時間を延長して使用できます。
（申請書に大会名や練習試合等の内容を記載し、許可を得てください。）

(3) 退所完了時刻（子どもの活動時は大人も同じ退所完了時刻）

小・中・高校生 ----- **午後９時退所完了（厳守・特例なし）**
一　般 ---------- 午後１０時退所完了（厳守）

＊一般の使用も午後９時までの学校があるので確認してください。
＊一般と一緒の活動でも、小・中・高校生は午後９時退所完了です。

4　使用上の注意

◇翌日の学校生活に影響が出ないように十分配慮しながら使用してください。
◇使用を許可された場所以外には立ち入らないでください。
◇使用を許可された設備および用具以外は使用しないでください。
◇施設にペットの持ち込みはしないでください。
◇使用団体の所有する用具や消耗品は、原則学校に保管することはできません。やむを得ず保管が必要な場合は、学校と相談してください。
◇学校敷地内は禁煙です。（敷地内での車内喫煙も同様）

北秋田市立学校　体育施設使用のきまり－２

◇施設・設備を破損した場合は、破損の大小に関わらず必ず学校に報告してください。過失が認められる場合は、使用者の責任になります。
※硬・軟式球を使ったバッティング、サッカー公式球の使用や壁蹴りなど、破損の恐れがあることを予見できる場合は、過失になります。）
◇暖房用具は原則使用できませんが、条件付きで使用を認めている学校もあるので確認してください。
◇使用後は必ず清掃し、整理整頓を確実に行ってください。ゴミは使用者の責任で処理し、持ち帰ってください。
◇冬季は学校から指示された凍結防止策を確実に行ってください。
◇施設の施錠（玄関・窓・戸口など）、水飲み場の閉め忘れ、電灯の消し忘れなど必ず確認してください。カギの管理方法は、学校ごとに違うので確認してください。

みんなで取り組もう！

学校生活への影響を考えた活動
夜遅くまでの活動や長時間の活動は、次の日の学校生活に影響が出ます。影響の出ないような活動を心がけましょう。

心身の健康を考えた活動
夜遅くまでの活動や長時間の活動、休養日のない活動は、疲れが蓄積したり、生活リズムが崩れたりして、ケガやスポーツ傷害につながることがあります。また、モチベーション（活動意欲）の低下につながります。

加熱化防止の取り組み
学校生活の影響や心身の健康を十分に考えた活動を心がけてください。
完全休養日（自主トレもなし）を設けるなど、「**休養も練習**」という心得で活動することが大事です。

使用許可や以後の使用を取消・制限する場合

◇使用日数や時間、退所時刻を守らない場合。
◇「使用上の注意」を守らない場合。
◇虚偽や不正の手段により使用許可を得て活動した場合。

＊他団体の名前を借りての使用や申請内容と実際の活動内容が異なる場合。
＊通常練習を練習試合や大会と偽って申請し使用した場合。
＊一般団体名で申請し、一般の退所時刻まで子供と一緒に活動したり、子供を活動させた場合。

◇翌日の学校生活に支障（居眠り・無気力状態など）が生じるような活動が頻繁に認められる場合。

基本的な感染症対策・熱中症対策

◇手洗い、咳エチケット、換気および健康観察などの基本的な感染症対策を行ってください。
◇発熱・下痢・嘔吐・発疹などの症状や明らかな体調不良がある場合は、活動に参加させないでください。
◇マスクの着用は、その時の国・県・市の方針等に従い、使用者で判断してください。
◇夏季の使用では、十分な熱中症対策を行ってください。

【過熱化防止等のための学校体育館施設使用のきまり】

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

令和６年４月１日から 北秋田市立体育館の

小・中・高校生の使用時間などが変わります！

〈理　由〉

学校生活への影響を考えた活動
夜遅くまでの活動や長時間の活動は、次の日の学校生活に影響が出ます。活動日の翌日、学校での居眠りや無気力状態が実際に報告されてます。

心身の健康を考えた活動
夜遅くまでの活動や長時間の活動、休養日のない活動は、疲れが蓄積したり、生活リズムを崩したりして、ケガやスポーツ傷害につながることがあります。
また、モチベーション（活動意欲）の低下につながります。

加熱化防止の取り組み
学校生活の影響や心身の健康を十分に考えた活動を心がけてください。
完全休養日（自主トレもなし）を設けるなど、「**休養も練習**」という心得で活動することが大事です。

市立体育館の使用は午後１０時までとなっていますが、小・中・高校生は以下の時間になります。

退館時刻　後片付・ミーティングなども含め　**退館完了時刻は午後９時**
＊子ども・保護者・指導者など全員です。**（特例はありません）**

使用可能時間
平　日　**２時間３０分以内**（準備・後片付・ミーティングも含む）
休・祝日　**３時間３０分以内**（準備・後片付・ミーティングも含む）
※大会・練習試合は、上記以上の使用が可能です。
（申請・予約時に必ず具体的に記載）

〔予約時間と同じ〕

注）一般と一緒の活動、一般（団体も含む）で借りての使用でも、小・中・高校生の活動は、午後９時退館完了です。

〈使用上の注意〉
◇市立学校体育館も同じ退館時刻・使用（予約）時間です。再三に渡る注意をしても守らない場合は、以後の使用を取消・制限することがあります。
◇虚偽や不正な手段で申請・使用した場合は、以後の使用を取消・制限します。
＊通常の練習を練習試合や大会として申請・使用。
＊申請内容と実際の使用内容が違う場合、他団体の名前を借りての使用など。
◇保護者・指導者など、敷地内は禁煙です。（車内の喫煙も同様）
◇硬・軟式球のバッティング、公式サッカーボールの使用や壁蹴りなど、施設破損が予見される活動は絶対にしないでください。
＊過失が認められる場合は弁償になります。
◇雨天などを想定して予備的に多めの予約はしないでください。他団体の使用が制限されてしまいます。
◇小学生は最多で週４日以内、中・高校生は最多で週５日以内の使用となります。
＊市立学校体育館、市立体育館、上小阿仁村体育館の使用の合計日数。

令和６年４月１日 北秋田市文化スポーツ課

【過熱化防止等のための市立体育館使用のきまり】

2.実証内容と成果

取組内容

●取組項目名ク：その他の取組①

取組事項 **新規スポーツクラブ設立のための最重要取組**
〈完全地域展開＝部活動廃止に向けた取組〉

○ 目指す地域スポーツクラブの姿（形態）を明確にする。
○ 部活動関係競技団体の理解と実践を進めるため、協議を行う。
（令和7年度は部活動関係競技団体との協議を25回実施）
○ 地域スポーツクラブ設立のための条件整備を行う。市としての支援方策を検討する。

取組の成果

○ 目指す地域スポーツクラブの姿は右図の通りである。
○ 関係競技団体との協議を行い、地域展開の意義・取組についての理解を得られた。その結果、競技団体との関わりが深い地域スポーツクラブの設立と達成目標の上方修正（推進計画Ver2策定）が可能になった。大きな成果を挙げることができた。

今後の課題と対応方針

○ 令和8年度は、各競技団体と協議を行い、完全地域展開に向けた具体的な時期、プロセス、指導・運営体制などについて決定する。
（最重要な取組）

本市が目指す地域スポーツクラブのイメージ

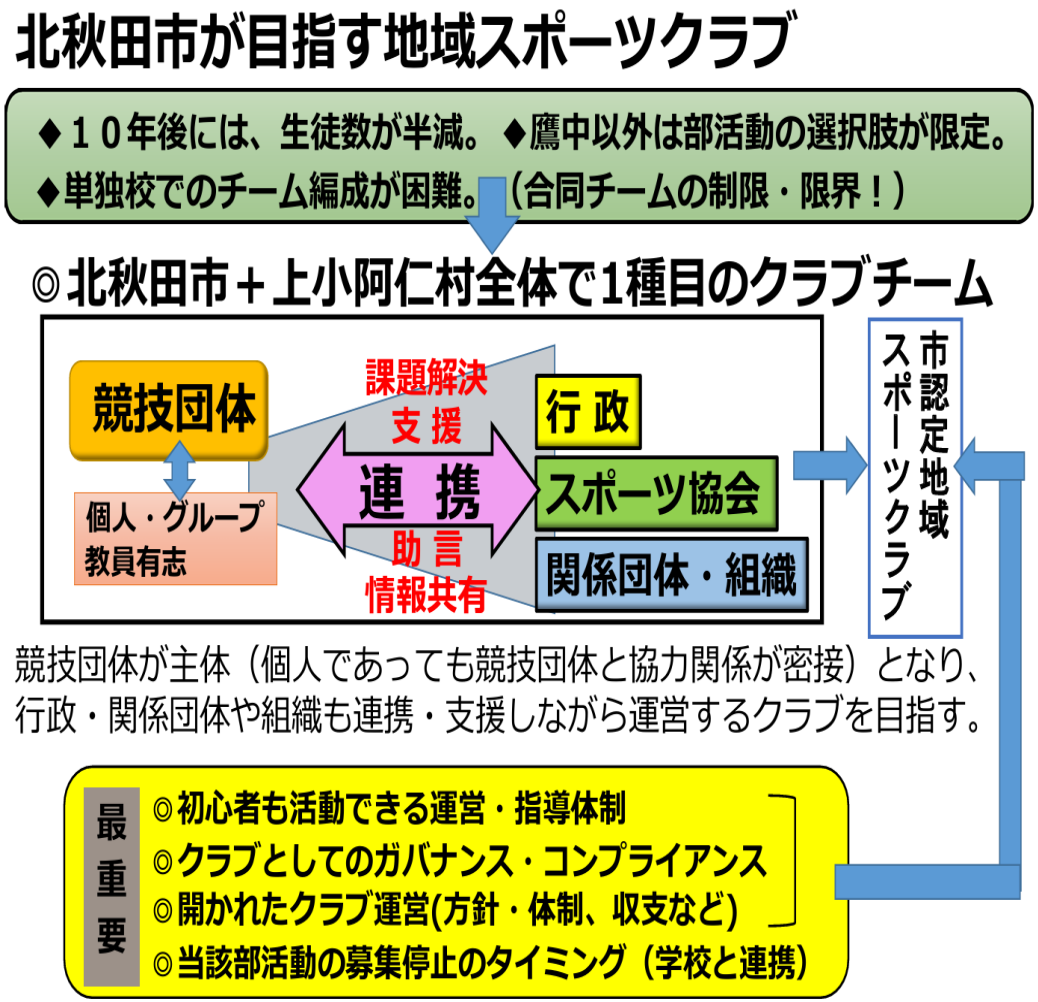

3.今後の方向性と取組（基本構想）

北秋田市立学校部活動地域展開推進計画Ver2より
（令和8年10月公表予定）

スポーツ庁

地域展開の推進のための基本構想

令和6年-7年の2年間の取組により、地域展開が大きく進展し、改訂版推進計画を策定。

北秋田市立学校部活動の地域展開 基本構想 Ver.2（案）

Ver.1 令和６年４月～令和８年９月
Ver.2 令和８年１０月公表～（予定）

現状と課題

北秋田市中学校運動部活動の現状と課題
- ○鷹巣中学校以外の中学校・学園では、部活動の種類が限られるため、希望の部活動を選択することができない。（今後一層の生徒数の減少）
- ○全校で他校との合同チームを編成している部活動がある。合同チームの活動は不安定で、継続的な活動は困難である。（鷹巣中にも合同チームがある。他の小規模校ではさらにその傾向が強い。）
- ○部活動以外のクラブ（他市町村も含む）に所属する生徒、無部の生徒の増加、加速する少子化傾向などにより、学校単位の部活動は一層厳しくなる。

部活動を担当する教員の現状と課題
- ○自ら経験した種目の部活動を指導している教員の割合は主担当で約半数である。＊異動で継続指導できないこともある。
- ○経験したことのない種目の部活動を担当した場合、心身への負担は相当に大きい。生徒も十分な指導を受けられない。
  ⇒外部指導者を活用している部活が多い。
- ○部活動指導により、授業指導のための教材研究や資料づくりの時間、生徒指導や校務の時間が確保できない。
- ○休日の休みが十分に取れない。

目的

子供のスポーツ・文化芸術活動環境の充実・整備
地域で子供を育てる気運の醸成　地域の活性化
教員の働き方改革

- ◆スポーツ・文化芸術活動の機会均等
- ◆地域・学校規模部活動格差の解消
- ◆少尉規模校部活動選択肢の拡大
- ◆継続した活動
- ◆専門的な指導の継続
- ◆競技スポーツ・生涯スポーツの振興、競技力向上

主な取組と実施年度

区分	主な取組	実施目標年度	具体的な手立て	主な担当
Stage1 R８－	①推進計画 Ver.2 の完成・公表・周知	R８	・ホームページ、ＰＴＡ、市広報、報道機関の活用	学校教育課
	②外部コーチを活用した休日・平日の一部地域クラブ活動の継続・拡充	R8-１０	・実施部活動の拡大（現在５６%）、学校及び外部コーチとの連携	
	③地域クラブ設立に関する競技団体との具体協議（時期・運営方法など）	R８－９	・地域クラブ設立に向けた日程・具体的な手立て等の協議、相談体制や助言の充実	学教課・文スポ課
	⑤認定地域クラブ制度の計画作成	R８	・国の制度＋市独自の付加価値	
Stage2 R９－１０	①認定地域クラブ制度の周知・募集・決定	R９	・認定地域クラブの要綱等の作成、周知	学校教育課
	②企業の支援体制構築のための計画・交渉	R１０	・市商工会との連携、支援体制づくり	
Stage3 R１１－	①大多数の部活動の地域展開〈最終目標〉（９割部活動が地域展開⇒部活動の廃止）	R１１－	※以下１０年度新人戦から実施開始	学校教育課
	②企業との連携・支援体制構築・運用	R１１－	・市商工会の支援実施	⇕
	③推進事務担当の移管準備（移管Ｒ１２-）	R１１－ R１２－	・認定地域クラブのＰＲ拡大 ・市教委から文化スポーツ課へ事務移管	文化スポ課

- ○北秋田市の部活動の状況
- ○中体連・市内競技団体の意向
- ○近隣市町村との連携施策
- ○国・県の施策の動向

解決すべき課題・検討

受皿（指導体制）・推進体制
- ○必要かつ十分な地域クラブ数
- ○認定地域クラブの市独自特典運用経費

経費・市財政支援
- ○大会出場の指導者必要資格取得・更新補助
- ○保護者負担軽減方策（輸送）

「地域スポーツクラブの設立＝部活動の廃止」に伴う、子供のスポーツ人口の減少（予測）をどのように食い止めるか。有効な方策を検討する必要がある！

関係団体との連携
- ○競技団体との密なる連携・協議・協働
- ○市企業の支援体制構築（商工会）
- ○中体連・競技団体の動向把握
- ○近隣市町村との連携の継続・強化
- ○スポーツ少年団との連携

3.今後の方向性と取組（ロードマップ）

北秋田市立学校部活動地域展開推進計画Ver2より（令和8年10月公表予定）

スポーツ庁

地域展開の推進のためのロードマップ

令和6年－7年の2年間の取組により、地域展開が大きく進展し、改訂版推進計画を策定。

北秋田市立学校部活動の地域展開ロードマップ Ver.2（案）

Ver.1　令和６年４月～令和８年９月
Ver.2　令和８年１０月～公表（予定）

R8	R9	R10	R11　実施目標年度	R12～
完全地域展開を目指す取組推進期間			地域展開実施開始年度（10 年度秋-）	未実施種目対応
地域連携　完全地域展開実施部活動から地域連携の取組を減らす			達成目標　９割の部活動が地域で展開する。（Ｒ１０夏・秋新人チーム－）	地域展開未実施部活動の対応・取組検討
早期実行可能な競技はＲ８から開始　完全地域展開				

完全地域展開とは

- ◆競技種目（部活動種目）が、学校ではなく地域スポーツクラブによって運営・管理され活動する。その場合、当該種目の部活動種目は原則廃止する。
- ◆本市が目指す地域スポーツクラブは、何らかの形で市内競技団体と関わりがあることを原則とする。（市認定地域スポーツクラブの要件の一つ）
  〈例〉競技団体が直接運営・管理するクラブ、競技団体が承認したクラブ、競技団体の協力・支援体制があるクラブ、競技団体と密接な関係性があるクラブ
- ◆競技団体の方針、生徒数や活動拠点などの地域の状況、スポーツ少年団（小学生）の状況、既存の地域スポーツクラブの状況などを十分に考慮した上で、適正なスポーツクラブ数にする。

地域連携とは

- ◆学校部活動を基本とし、平日・休日の一部を地域スポーツクラブとして活動する。
- ◆指導は学校で依頼している外部コーチが行い、運営・管理は担当行政が行う。
- ◆令和６年度から継続して実施しているが、令和１０年度で終了する。ただし、地域展開がその時点で実現できない部活動は継続する。

主な取組

- ◇推進計画の改定Ver.２（概要版Ｒ８.３月 本編１０月公表）　◇認定地域クラブの要綱・規定等の作成　◇認定地域クラブの募集・審査・決定　◇未実施部活動の対応・取組検討
- ◇競技団体との地域展開協議（実施時期、運営方法等の確認）　◇実施状況の評価　◇課題への対応
- ◇企業の支援体制構築

推進体制整備

- 基本構想Ver.2 策定　ロードマップ Ver.2 策定　計画の評価　計画の評価　◇推進計画最終評価　◇推進計画 Ver.3 構想
- コーディネーターの配置・相談窓口の継続
- 検討委員会　（年２～３回開催）　＊年度ごとの取組の 確認・評価等
- 近隣市町村との連携（上小阿仁村：共同実施　大館市：地域クラブの大会旅費等の連携　大館市・能代市：地域展開実行時期の連携　情報共有）
- 〈主管〉教育委員会 学校教育課　連携・協働　文化スポーツ課

広報

- 市民への情報提供・理解促進　市・スポーツ協会ＨＰ、市広報、報道機関等の活用　直接説明（小・中ＰＴＡ、部活動保護会）　ＰＲ資料の作成

3.今後の方向性と取組（スケジュール）

完全地域展開＝部活動廃止までのスケジュール（基本形）

スポーツ庁

令和11年度から完全地域展開を実施する予定。（＝部活動の廃止）

目標年度

８年度	９年度	１０年度（総体まで）	１０年度（新人Ｔから）	１１年度	１２年度
小４	小５	小６	小６ 部活募集停止	中１ 完クラブ	中２ 完クラブ
小５	小６	中１ 部活動	中１ 部活動	中２ 完クラブ	中3 完クラブ
小６	中１ 部活動	中２ 部活動	中２ 部活動	中３ 完クラブ	
中１ 部活動	中２ 部活動	中３ 部活動			
中２　部活動	中３　部活動				
中３　部活動					

3.今後の方向性と取組
（認定地域クラブ制度①）

スポーツ庁

北秋田市の「認定地域クラブ」制度について（案）

スポーツ庁の認定要件

◇適切な運営体制　◇適切な指導体制　◇適切な活動時間の設定と管理
◇ガイドラインの遵守　◇適切な収支会計　◇活動の継続性など

北秋田市の要件

◇適切な運営体制　◇適切な指導体制　◇適切な活動時間の設定と管理
◇ガイドラインの遵守　◇適切な収支会計　◇活動の継続性など

＋

★競技団体との関わりが深いクラブ（前述）
★初心者の受入体制
★研修会や情報交換会の参加の義務化

3.今後の方向性と取組
（認定地域クラブ制度②）

スポーツ庁

市認定地域クラブの認定方法と特典

公 募 → 審 査（行政・競技団体） → 決定（認定）

市認定地域クラブの市独自特典

認定地域クラブとしての
自覚・責任・プライド

◇市商工会の支援があればよい。
◇大会出場に必要な指導者資格取得・更新の補助希望が多い。
◇市勤務の教員の勤務時間内の指導が可能。（職専免）
◇市役所職員のフレックスタイムの活用による指導が可能。
◇認定地域クラブとして市民にＰＲが可能。

■大会出場費補助・会場使用料減免は実施済み

※非認定地域クラブも可能な補助・・・規定の大会出場費の補助

3.今後の方向性と取組（企業の支援制度）

スポーツ庁

地元企業の支援制度（案） 〈新規〉

【目的】 ①保護者負担軽減の一助とする。
②地域の子供は地域全体で育てるという気風を醸成すると共に、地域の活性化を図る。
③企業の地元貢献により、企業のＰＲとイメージアップを図る。

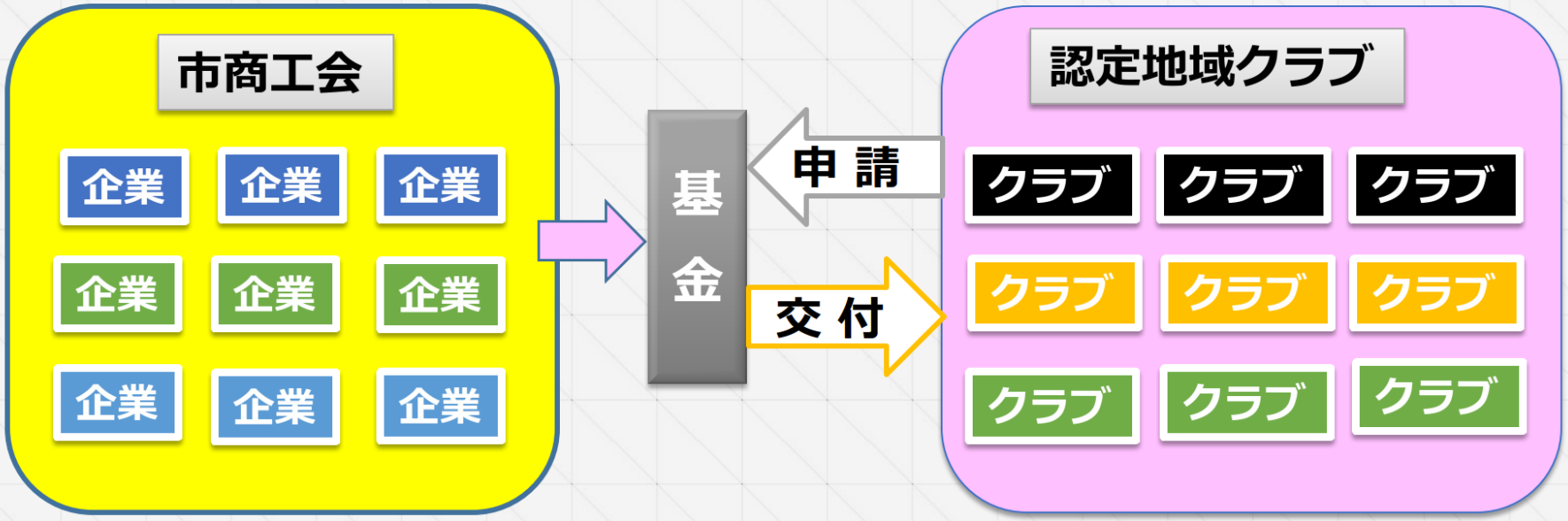

4.実証内容と成果（総括）

スポーツ庁

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括（重点施策の成果を中心に）

○ 平日・休日の一部地域スポーツクラブ活動

- 本市では、既存の部活動外部指導者を地域スポーツクラブの指導者に委嘱した。平日・休日合わせて月8回以内で実施することができた。また、調整コーディネーターを配置し、外部指導者と学校間の連絡調整を行ったため、円滑に取組を進めることができた。部活動担当教員のこの取組に対する評価も高かった。なお、この取組は、当然ながら完全地域展開の進展に伴い廃止する取組でもある。

○ 完全地域展開のための競技団体との協議

- 生涯スポーツの推進の大事な役目を担う競技団体を地域展開の要に据えて取組を進めてきたのは、本市の特徴である。協議を重ねることにより、競技団体の理解と協力が得られ、令和11年度からの完全地域展開（＝部活動の廃止）が実現される目処が付いたことは、大変大きな成果である。

○ 市長部局との連携、他市村との連携の強化

- 市長部局の文化スポーツ課との連携を密にし、これまで大きな差があった大会参加旅費を、地域スポーツクラブと部活動を同額にすることができた。（令和7年度から予算措置）
- 近隣市村（上小阿仁村・大館市・能代市）との連携を図りながら進め成果があった。（実施時期の統一・予算面での統一など）

●成果の評価

○ 左記の総括で述べた重点施策については、大きな成果が得られたと評価している。

- 統括及び調整のコーディネーター2人配置体制は、秋田県内でも例がなく、取組を円滑に進めることができた。

市内全運動部活動の内52%（13/25）の部活動で地域スポーツクラブ活動を実施することができた。平日も休日と差異なく実施できた。部活動を担当する教員からの評価も高く、教員の働き方改革の推進に効果があった。

- 本市が目指す地域スポーツクラブの実現に向けて競技団体と協議を重ねてきた結果、実現の目処が立ち、推進計画の改定に至ったことは大きな成果である。
- 市長部局（文化スポーツ課）との連携を密にし、地域スポーツクラブに対する大会出場旅費の旅費補助の予算措置が出来たのは、保護者負担の軽減策として大きな効果がある。

●今後に向けて

- 令和11年度からは、全ての運動部活動を廃止し、地域のクラブで活動するようになる予定である。令和8年度10月に公表予定の改訂版推進計画Ver.2（概要版は作成済）の完成に向けて、競技団体等との協議を重ね、市民や多くの関係者の意見や要望を取り入れて進めていきたい。
- 認定地域クラブ制度も新たな取組として実施することになっている。令和9年度からの実施に向けて、8年度準備を進めていきたい。
- 地元企業（市商工会）の支援制度も新たな取組で、商工会との協議を進めていきたい。

スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和7年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

秋田県羽後町

自 治 体 名 ： 秋田県羽後町
担 当 課 名 ： 教育委員会学校教育･社会教育班
電 話 番 号 ： 0183-62-2111

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

面積	230.75㎢
人口	12,200人
公立中学校数	1校
公立中学校生徒数	269人
部活動数	15部活
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定中

地域連携・地域展開における市区町村の現状・課題

羽後町は令和3年度から部活動の地域展開に取組を始め、この5年間で実施種目の拡大、指導者の確保を徐々に進めてきた。

羽後町唯一の中学校である羽後中学校では令和6年度から、部活動への加入を任意制とした。運動部加入率は前年度とほぼ同等となっているが、文化部への加入は減少した。学校の部活動に加入していない生徒の中には、近隣地区のスポーツクラブでの活動や習い事、趣味に時間を使いたいという生徒も多く、放課後の過ごし方は多様になってきている。

保護者の考え方も多様であり、地域連携・地域展開についてはアンケート等で率直な意見をいただいている。その中でも、「地域展開を行う必要があるのか疑問」という声は依然としてある。

今後、生徒数の減少が続くため、羽後中学校単独で現在の部活動体制を維持することは難しい。子どもたちがやりたいことに取り組めるよう、地域のスポーツ環境を整備していくことの必要性やメリットを周知し、理解を得ながら地域展開を進めていく必要がある。

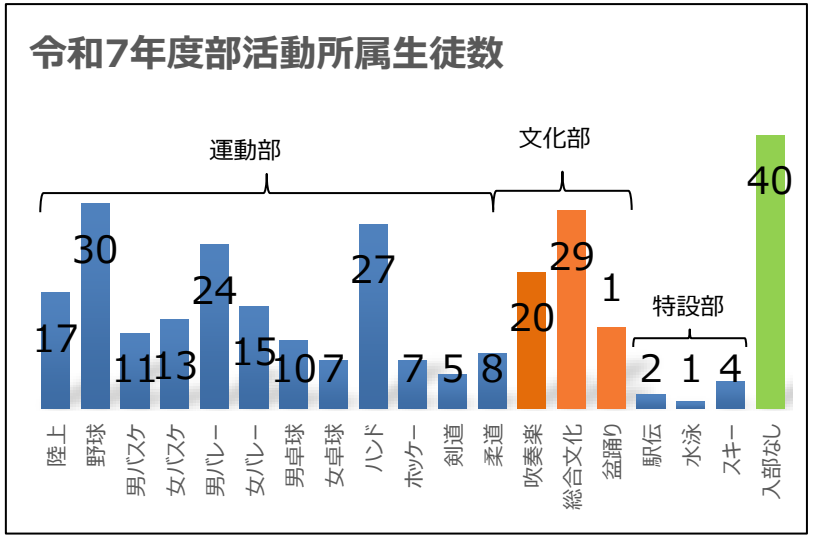

「羽後中学校　令和7年度部活動加入状況」 より

羽後中学校生徒数

令和4年度	331人
令和5年度	315人
令和6年度	306人
令和7年度	269人
令和8年度	269人
令和9年度	257人
令和10年度	243人

「羽後町　児童・生徒数調べ」 より

2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制・役割

●運営体制図（市区町村における推進体制図）

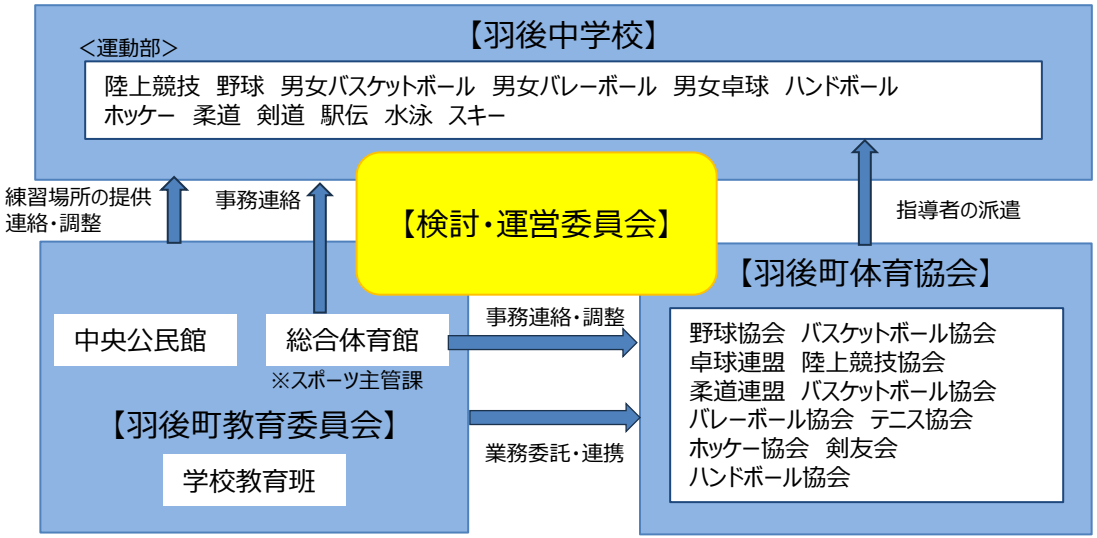

●行政組織内での役割分担

◉教育委員会

羽後町はスポーツ主管課が総合体育館にあるため、教育委員会が主担当となり、体育館の担当と連携して、関係団体と連絡・調整しながら地域連携・地域展開を推進している。また、学校や総合体育館以外に練習会場として提供している施設については中央公民館が担当している。

・羽後町体育協会への業務委託
・各団体、地域関係者への趣旨説明
・検討・運営会議の実施
・拠点校との連絡調整

→ 学校教育・社会教育班担当

・練習場所の提供 …中央公民館担当・総合体育館担当

年間の事業スケジュール

令和7年4月	学校と事務局打合せ
	体育協会総会で概要説明
令和7年5月	各種目指導者へ内容説明
令和7年6月	羽後町部活動地域展開指導者研修会
	第1回検討・運営会議
	地域部活動スタート
令和7年11月	第2回検討・運営会議
令和7年12月	参加者アンケートの実施（生徒、保護者、地域指導者、羽後中学校職員
令和8年1月	小学校アンケートの実施（5、6年児童、保護者）
令和8年2月	第3回検討・運営会議
	各小学校学年末PTAで概要説明

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の運営実績

①全体に関すること

中学校数	1校	実施した地域クラブ総数	8クラブ
ケース別クラブ数	A：部活動を地域展開した形のクラブ数（及び移行された部活動数）		8クラブ（9部活）
	B：部活動を移行する形態ではない地域クラブ（新たな種目のクラブを新規に創設するケース等）		0クラブ
全体の指導者数	23人	全体の運営スタッフ数	2人

②各クラブに関すること

クラブ名	運営団体種別	種目 ※新規のものは末尾に（新）を付ける	実施回数	実施時間帯	参加者（学年別）	実施期間	活動場所	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
陸上競技	羽後町体育協会	陸上競技	月4回程度	土曜 9：00～ 12：00	1年　4名 2年　8名 3年　5名	7月～ 1月	羽後町陸上競技場	1人	1人 （内、兼務1人）	400円 保険料の半額	中体連：部活動 その他：地域クラブ
野球	羽後町体育協会	軟式野球	月1回程度	土曜 9：00～ 12：00	1年　7名 2年　13名 3年　10名	11月～ 1月	羽後町野球場 三輪ドーム	1人	1人 （内、兼務1人）	400円 保険料の半額	中体連：部活動
男子バレーボール	羽後町体育協会	バレーボール	月2回程度	土曜 9：00～ 12：00	1年　6名 2年　13名 3年　5名	6月～ 1月	羽後中学校体育館 旧元西小学校体育館	7人	1人 （内、兼務1人）	400円 保険料の半額	中体連：部活動
剣道	羽後町体育協会	剣道	月1回程度	土曜 9：00～ 12：00	1年　1名 2年　4名	1月	羽後中学校体育館 旧元西小学校体育館	1人	1人 （内、兼務1人）	400円 保険料の半額	中体連：部活動

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の運営実績

②各クラブに関すること

クラブ名	運営団体種別	種目 ※新規のものは末尾に（新）を付ける	実施回数	実施時間帯	参加者（学年別）	実施期間	活動場所	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
卓球	羽後町体育協会	卓球	月2回程度	土曜 9：00～ 12：00	1年　3名 2年　5名 3年　9名	8月～1月	羽後中学校体育館	1人	1人 （内、兼務1人）	400円 保険料の半額	中体連：部活動
ハンドボール	羽後町体育協会	ハンドボール	月2回程度	土曜 9：00～ 12：00	1年　13名 2年　5名 3年　9名	6月～1月	羽後アリーナ 旧三輪中学校体育館	5人	1人 （内、兼務1人）	400円 保険料の半額	中体連：部活動 その他：地域クラブ
ホッケー	羽後町体育協会	ホッケー	月3回程度	土曜 9：00～ 12：00	1年　4名 2年　0名 3年　3名	6月～1月	羽後町多目的広場 羽後中学校体育館	1人	1人 （内、兼務1人）	400円 保険料の半額	その他：部活動、地域クラブ
柔道	羽後町体育協会	柔道	月4回程度	土曜 9：00～ 12：00	1年　3名 2年　2名 3年　3名	7月～1月	羽後中学校武道場	3人	1人 （内、兼務1人）	400円 保険料の半額	中体連：部活動 その他：地域クラブ

③その他、体験会やイベント等の開催実績

- 羽後町テニス協会　スポーツ交流会（6月～3月）　　会場：羽後町介護予防拠点施設（三輪ドーム）
- 羽後町バドミントン協会　バドミントン教室（2月～3月）会場：羽後アリーナ
  ※中学生が自由に参加できるよう整備したが、現時点では参加者なし

2.実証内容と成果

スポーツ庁

主な取組例

●羽後町地域部活動　活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	陸上競技、野球、男子バレーボール、剣道、卓球、ハンドボール、ホッケー、柔道
運営団体名	羽後町体育協会
期間と日数	◆ 陸上競技、卓球、ホッケー、ハンドボール、柔道、男子バレーボール： 7月1日～1月31日　月3回程度 ◆ 野球、剣道： 11月1日～1月31日　月2回程度
指導者の主な属性	羽後町体育協会各単協会員
活動場所	羽後中学校及び町内の公共施設 （廃校後の体育館を含む）
主な移動手段	徒歩、自転車、保護者送迎
1人あたりの参加会費等（年額）	400円（保険料の半額負担）
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年 指導者1人あたり：1,850円/年

●運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）

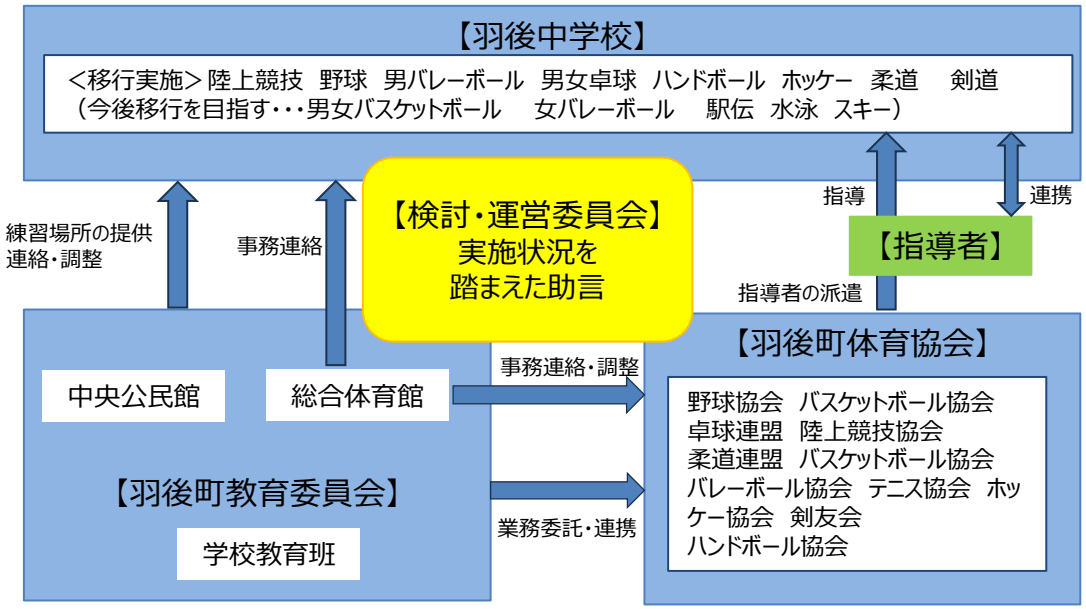

●指導者や運営スタッフなどの役割分担等

◆ 羽後町体育協会

- 指導者の派遣、指導者の育成

◆ 羽後町体育協会事務局

- 指導者、学校との連絡調整
- 指導者への諸謝金の支払い、保険加入手続き等の遂行

◆ 指導者

- 学校と連携し、平日の活動状況等を踏まえながら休日の活動において指導

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

羽後町体育協会を中心とした運営体制の構築及び人材の確保を行い、持続可能な組織体制の整備を行うため、検討・運営会議の充実を図った。

羽後町部活動地域展開検討・運営会議

＜第1回＞　令和7年6月4日
- 今年度の実施内容の確認
- 持続可能な収支の構築のために、今後、国の事業費で充当できる見通しがない場合の費用の確保について

決定事項
- 指導者の確保について、競技経験のある保護者を指導者として確保していく

＜第2回＞　令和7年11月18日
- 実施状況の確認
- 県主催の各種会議内容の共有
- 指導者の確保、若手指導者の育成に係る意見交換
- 来年度の予算確保について

決定事項
- 指導者の方にスタートコーチ研修会を受講してもらうための補助をする。
- 来年度の予算を町で補助する予定である

＜第3回＞　令和8年2月17日
- 今年度の成果と課題の確認
- 各種アンケート調査結果の共有
- 令和7年度の実践内容の確認
- 令和8年度以降の実施に向けた意見交換

決定事項
- 指導者育成のための研修会の具体的な内容
- 指導者の方が指導やベンチ入りするために必要な資格取得のための費用を町で補助する

取組の成果

前年度までの検討・運営会議では、地域展開の困難さが話題の大部分を占めていたが、今年度は、それぞれの立場で地域展開に向けて何ができるか、持続可能な体制づくりのために何が必要かを協議することができた。部活動の地域展開のみにとどまらず、羽後町のスポーツ環境づくりという視点での意見も多く聞かれるようになった。

今後の課題と対応方針

羽後町体育協会を中心とした体制づくりは進んでいるが、検討・運営会議で協議した内容について、地域指導者を含む各単協会員にも理解していただく必要を感じている。現状や課題、今後の見通しも共有しながら、進めていくことができるよう、運営体制をより強化していきたい。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保　／　ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項（イ）

各種目において新たな指導者を確保することができるよう、一定の期間に限定して依頼したり、新たな指導者については複数体制の中で試行する期間を設けたりする。

部活動指導員を活用し、平日・休日の一貫指導を実施する種目を設定する。

種目名	指導者数		
陸上競技	1人	元教員	部活動指導員と兼務
野球	1人	会社員	
男子バレーボール	7人	会社員・公務員	
女子バレーボール	1人	会社員	
卓球	1人	会社員	
ハンドボール	5人	会社員	
ホッケー	1人	公務員	部活動指導員と兼務
柔道	3人	会社員・公務員	
女子バスケットボール	3人	会社員・公務員	
剣道	1人	会社員	

取組の成果（イ）、（ウ）

学校の担当者との連携期間を経て、短期間で実施したことは指導者の負担軽減となり、指導者の確保につながった。また、保護者指導者として指導に携わる方も増えており、今後の指導者確保につながると考える。

部活動指導員の活用による平日と休日の一貫指導については、生徒理解を深めることにつながり、指導の質の向上につながっている。

取組事項（ウ）

指導者の派遣や研修会の実施等について連携する。

今後の課題と対応方針

指導者は徐々に増加しているが、種目によって状況に差があり、地域展開を継続していくためには十分とはいえない。次年度は、中学生への指導の在り方について学ぶ機会として、各種目に共通する内容の指導者研修会を実施し、若手指導者の育成を含めた全ての指導者の資質の向上につなげたいと考えている。

また、現状では、体育協会会員ではない指導者もおり、連絡・調整や内容説明など、個別に対応している。協会に所属することにより、連絡・相談体制が強化され、指導の充実につながることを伝え、入会を促していく。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　エ：面的・広域的な取組

取組事項

各種目の実情に応じた期間を設定し、地域展開を実施する種目を前年度よりも増やす。

広域的な取組について

部員数の減少により、近隣の地域との共同実施を望む声もあるが、それぞれの地域により実情が異なるため、まだ実施には至っていない。また、広域的な取組となることにより、練習会場への移動等、生徒や保護者に係る負担が増えることが予想される。現状としては必要に応じて他地域や他世代の団体と合同練習を行い、活動の幅を広げることができている。今後、メリットとデメリットを明らかにしながら、近隣地域と合意形成を図りながら進めていく予定である。

Q1指導内容や指導方針に満足か？

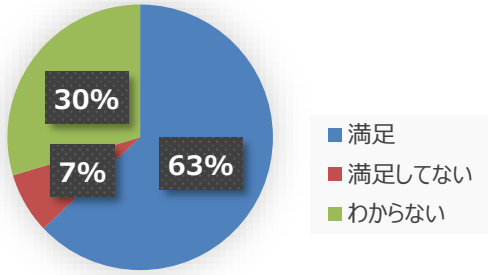

種目の拡大状況について（面的な拡大）

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
通年	陸上競技 ハンドボール 柔道	陸上競技 ハンドボール 柔道　ホッケー	陸上競技　ハンドボール 柔道　ホッケー 卓球　野球	陸上競技　ハンドボール 柔道　ホッケー　男子バレーボール 卓球　野球
短期			女子バレーボール 男子バレーボール	女子バレーボール 剣道　女子バスケットボール

取組の成果

連携期間を経て、短期間に限定したことにより、移行が実現した種目がある。連携期間中に、学校の部活動担当と情報交換を行い、生徒理解を深めることができたため、実態に応じた指導を実現することができ、生徒からの満足度も高いものとなった。

今後の課題と対応方針

連携期間を設定したものの、移行につながらなかった種目や連携体制がまだできていない種目もある。全ての種目の移行に向けて、期間設定や活動内容について、学校の担当者、地域の指導者、協力者と相談しながら、進めていきたい。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　オ：内容の充実①

取組事項

児童へのアンケート調査も実施し、児童の意向も取り入れながらスポーツに親しむ機会の確保に取り組む。

生徒の意向

アンケート調査の結果から、スポーツ少年団に所属し各種大会に向けて活動している児童の多くが、団体に所属して活動することに満足しており、仲間と共に活動することの楽しさや目標に向かって取り組むことの大切さを感じていることが分かった。しかし、一方で、「経験の有無を問わずやりたいスポーツに挑戦したい」という回答も多く見られ、様々なスポーツに挑戦したいと思っている児童が多くいることも分かった。

小学校5・6年生を対象としたアンケートの実施（令和8年1月）

主な質問項目
◇中学校入学後、部活動に入部したいと思いますか？
◇入部するとしたら何部を希望しますか？
◇部活動が地域展開されると、学校の先生だけでなく、地域の方が指導者となる日がありますが、そのことについて心配なことはありますか？
◇部活動に限らず、やってみたいスポーツはありますか？（体験活動や交流会を含む）

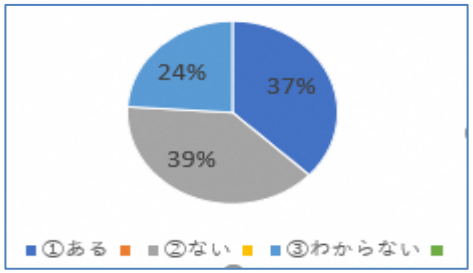

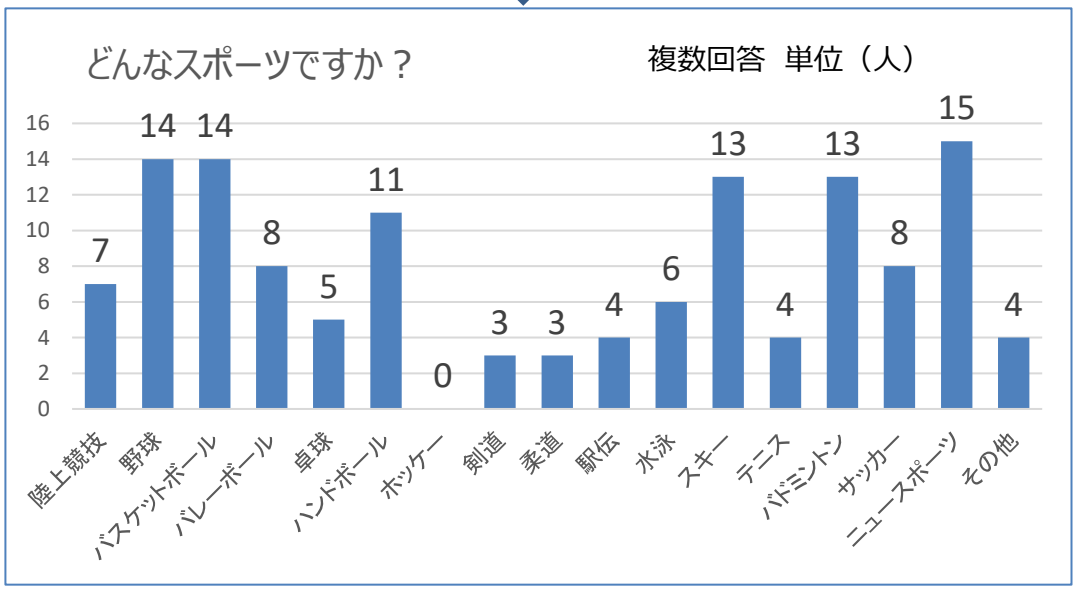

<その他>ドッジボール1名、バナナボール1名、ソフトボール1名、ボルダリング1名

やってみたい文化・芸術活動は?
吹奏楽　合唱
美術（絵画、工作等）
家庭（手芸、料理等）
郷土芸能（盆踊り、番楽等）
語学（英会話）

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　オ：内容の充実②

実施状況

羽後町では、例年、テニス協会とバドミントン協会が一般や親子向けにスポーツ教室を行っている。この2種目のスポーツ教室の内容を見直し、中学生が自由に参加できる環境を整備した。学校報やチラシ等で周知したところ、興味を示した生徒はいたものの、今年度の利用者はいなかった。

＜補足＞

テニスについては、これまで大人向けに実施していたため休日も夜間に行っていたが、中学生が参加しやすいように、活動時間帯を午後に設定した。中学生の利用者はいなかったものの、参加しやすい時間帯になったことで、一般の参加者が増えている。

活動の詳細

参加人数	今年度の中学生参加者はなし	指導者数	各1名
属性	体験教室、交流会（テニス、バドミントン）		
具体的な内容	これまで一般向けまたは親子向けに実施していたスポーツ教室の実施体制や周知方法を見直し、中学生も気軽に参加できる環境を整備した。 ＜テニス＞10月～3月の第2、4日曜日　13:00～17:00 ＜バドミントン＞1月～3月の日曜日　午前9:30～12:00		
関係者の声	＜指導者の声＞ 住んでいる場所や環境が理由でスポーツができないというのは残念。受け皿を作るのは大切なことで、自分が指導者として役立てるなら続けていきたい。子どもたちを含め、多くの人に参加してもらいたい。		
運営経費	＜参加者負担＞ • テニス　実施期間中1人1,000円 • バドミントン　1回100円	＜体制整備＞ • テニス…貸出用ラケット、練習用ボールを協会で購入（スポーツクラブ補助費から） • バドミントン…既存の備品で対応	

今後の課題と対応方針

既存の活動を中学生向けに再構築し、スポーツ教室を実施したが中学生の利用者はいなかった。あくまでも、自由に参加しスポーツに親しむ機会の確保を目的としているため、利用者がなかったことについて、課題とは捉えていない。しかし、本取組に対し、一部の保護者からは、「生徒数が減っているのに、種目を増やすことは、各種目の部員の減少につながるのではないか」という声があり、「部活動で一つの種目に取り組むべき」という考えの根強さが見られた。子どもたちが、より自由にスポーツを楽しむ機会としてのスポーツ教室であることを周知していくことが必要と考えている。

2.実証内容と成果①

スポーツ庁

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

令和7年度は、昨年度までの取組を更に充実させ、地域展開を拡大してきた。参加生徒数は昨年度の158名から174名に増えている。生徒対象のアンケート調査では約8割が地域指導者の指導に満足と回答しており、地域展開が生徒にとってメリットが大きいものであることが明らかになっている。地域のスポーツ環境整備という点については、中学生を対象とした取組が結果的に大人にとっても参加しやすいものとなり、地域の活性化につながっている様子も見られる。しかし、これまで継承してきた部活動文化は根強く、関係者や保護者からは地域展開に対する不安の声も依然として多い。地域展開についての趣旨や取組状況については、機会を捉えて周知を進めてきたが、保護者対象のアンケート調査では、地域展開についての情報が不足であるとの指摘を受けた。周知の場を繰り返し設定し、理解を得ながら進めていくことが必要である。子どもたちが自分のやりたいことを選択し、安心して活動できる環境の整備に向けて、多様な立場からの意見を踏まえながら、進めていくことの重要性を改めて感じた。

●成果の評価

前年度よりも種目数が増えたこと、また指導者が増えたことは今後の完全実施につながる成果である。実施種目の増加に伴い参加生徒数も増えているため、生徒の活動をとおして、保護者や関係者にも地域展開についての理解が広がってきている。運営主体である体育協会の意識の向上も見られ、検討・運営会議では現時点の実践に係る協議にとどまらず、将来的な羽後町のスポーツ環境整備も踏まえた意見も出されている。年に3回実施した検討・運営会議では、現状と課題を明らかにし、協議により具体策を決定することができている。運営団体と教育委員会及び学校が合意形成を図りながら実践できる体制を構築できたことは、大きな成果である。また、中学校の部活動の地域展開をきっかけに、地域スポーツの活性化につながっていることも成果の一つと捉えている。

●今後に向けて

これまでの実践をとおして、羽後町で実施可能な地域展開の形が徐々に見えてきている。改革実行期間となる令和8年度は、指導者の育成などについて、対策や方針をより具体化し、持続可能な体制づくりを進めていく予定である。しかし、中体連の大会参加規定、他市町村との連携等、町の方針だけでは収まらないことも多い。国や県の方針、中体連の情勢、他市町村の情勢等を踏まえながら、羽後町の地域展開について目指す方向を明確にしていきたいと考えている。

2.実証内容と成果②

スポーツ庁

アンケート結果

●アンケート結果「令和7年度地域運動部活動推進事業　アンケート（令和7年12月実施）」

【参加生徒】

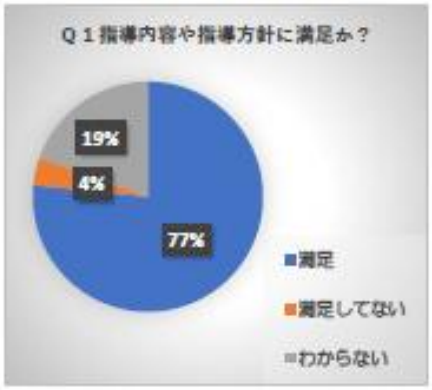

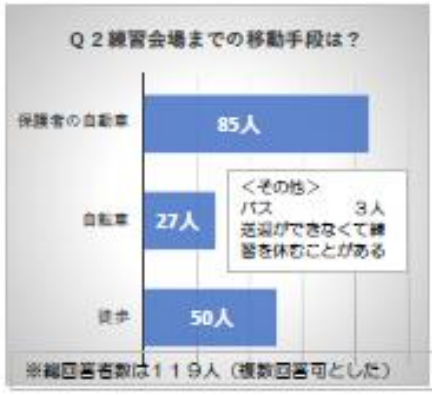

Q１　指導方針や指導内容に満足しているか

○楽しいから。
○課題点やもっと良くしたいと思うこと、ポイントを教えてくれるから。
○教え方が丁寧で優しく上手いから。
○チームにあった練習が出来ているから。ちゃんとそれぞれに合わせた練習方法があるから。
○たくさんアドバイスをくれて助かっているから。専門的なところまで教えてくれるから。
○満足した練習ができているし、指導のおかげで上達できていると感じているから。
○いろんな練習をして、全員のためになっているから。
○練習メニューが楽しいし、わかりやすいから。
○人数が増えてより良くなっているから。
○一年生にも先輩方と同じ様に指導してくれるから。
○室内練習でも選手のポテンシャルを引き出せるようなことをさせてもらってるから。
▲ルールが緩いような気がするから。
▲地域移行が嫌だから
▲部活する時間が少ないから

Q３　学校以外の町の施設使用について

<陸上>…なし
<野球>…三輪ドーム
<柔道>…なし
<ハンドボール>…　羽後アリーナ、旧三輪中学校体育館、三輪公民館かしわ野分館
<ホッケー>…多目的広場、三輪ドーム
<卓球>…羽後アリーナ
<男子バレーボール>…羽後アリーナ、旧三輪中学校体育館、旧元西小体育館
<女子バレーボール>…羽後アリーナ、旧元西小体育館、旧三輪中学校体育館
<男子バスケットボール部>…羽後アリーナ、旧三輪中学校体育館

Q４　他団体との合同練習について

○たくさんの人と練習できて、力を高められるし、いい練習になりました。
○交流ができるし、関わることのないチームと関わる機会がいい経験になった。
○いいところを吸収して、さらに上達することにつながると思う。
○コミュニケーションを取りながら練習に参加することができた。良い交流だと思う
○楽しかったし、とても良い刺激になった。技術向上につながった。
○相手の強さをしれたり、コツなど知れるからいいと思う。
○幅広い年代の人達と練習ができて楽しい。
○色んなチームとやれて勉強になる。
○体育館練習が少ないので助かる。
○お互いに意識を高め合うために、必要だと思う。
○自分の力や能力を高められるし課題点を見つけることができるためもっとたくさんしていきたい。
○ほかの練習方法が知れてためになった。

【部活動の地域展開についての意見】（自由記述）

・いいと思う。これからも続けていくべきだと思います。地域展開してもバレーは続けたい。
・土曜は外部の先生に指導してもらうなどした方が良いと思う。
・部活に集中できる環境を続けてほしい
・今教えて貰っているコーチはいいです。指導者の方にこれからもお願いしたいです。
・コーチや指導者がしっかりしてくれるなら良いと思う。メリットが大きいならいいと思います。
・指導者との関わり方が難しそうです
・人口を増やすことが必要。
・地域展開せずに今のままで良いと思います。無理に地域展開をする必要はないと感じる
・もっと他の中学校と練習試合を増やす。ほかの学校との練習が増えるとうれしいです。
・地域移行はしたくない。今の先生がいいから。
・良い指導者よりも嫌な指導者が多く残念。地域展開したら続けるかは分からない。
・各部活動で充実しているなら必ず地域展開にする必要はないと思う
・スポ少とも関わりを作ったほうが良くなると思う
・指導者によって部活内容や方針が変わらないか不安です。
・練習試合や大会に顧問の先生は来なくなりますか？

2.実証内容と成果②

スポーツ庁

アンケート結果

●アンケート結果③「令和7年度地域運動部活動推進事業　アンケート（令和7年12月実施）」

【参加生徒の保護者】

【中学校】令和６年度地域運動部活動推進事業　アンケート（保護者）　81名

	Q１満足			Q２楽しそうか（複数回答あり）		
	満足	満足してない	わからない	楽しそう	楽しそうでない	わからない
回答数	51	6	24	54	5	22





	Q３　年間に納めている部費
陸上	10000円
野球	36000円
柔道	40000円
ハンド	36000円
ホッケー	40000円
卓球	24000円
男子バスケ	60000円
女子バスケ	60000円
男子バレー	24000円
女子バレー	36000円



	Q４　保護者として負担できる地域指導者への謝金（1ヶ月当たり）					
	～1000円	～2000円	～3000円	～5000円	5000円より多	その他
全体	12	15	10	13	9	22

その他の内訳
・0円（1）　・相場に合わせます（1）　・いくらでも（1）
・未記入（1）　・分からない（18）

Q１　指導内容に満足していますか

○指導者に柔道の経験があり、適切な指導してもらえるからです。
○楽しく前向きに部活動をしているのが見受けられる。
○指導者の方を信頼している。子どもが積極的に活動をしている。
○丁寧に指導して下さっている。親身になってくれる。協力的な方が多く手厚い。
○的確なアドバイスをしてくれている。わかりやすい指導をしてもらっている。
○レベルの高い指導をしていただいている。熱心に指導していただいている

○指導がいきとどいている。自分が足りないところを具体的に指導してくれる。
○自分に合った指導をしてくれている。色々生徒の事を考えながら行っている。
○活動内容　活動成績が優れている。
○小学生から指導して頂き安心できる。一生懸命に指導してくれている。
○一対一で分かりやすく、丁寧な指導と生徒目線でのコミュニケーションを心がけてくれている。
○子どものレベルや目標に応じてくれる。所属生徒の為、考え指導頂いている。
○前の人より良いと言っていた。
○子どもが休まず練習に参加できているのも指導者の方々のおかげだと思っています。
○子どもたちのことをよく理解して信頼関係ができていると感じる。
○通信などで活動の詳細がわかりやすいため。
○忙しい中協力してくれているし、定期的に指導者が来てくれるから。
○子どもも指導者を信頼している様子が見られるので。
○上達しているから。
○指導してもらうことに対して、嬉しいとかありがたいとかポジティブな印象を持っているようなので。
○１人１人の性格を理解し、しっかり指導してくれている。ボランティアなのに嫌な顔もせず向き合い休みの日も遠征に来てもらい指導して頂きありがたいと思っています。
○友達が増えた。
○子供に寄り添った指導をしてくれているように感じている。
○自分にあった技などフォローしながら教えてくれるから。
○熱心な指導で安心して任せられる。

2.実証内容と成果②

スポーツ庁

アンケート結果

●アンケート結果④「令和7年度地域運動部活動推進事業　アンケート（令和7年12月実施）」

【地域指導者】

Q1部活動指導者の指導方針や指導内容は、同じですか

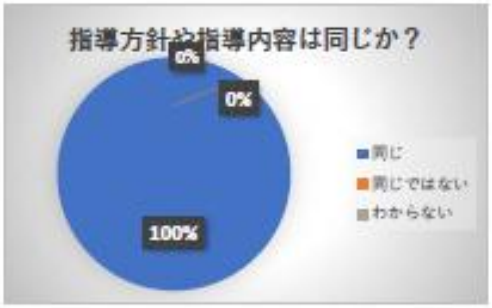

Q2どのように連携していますか？

・あらゆる方法を使ってコミュニケーションを大切にしている。
・地域指導者の代表と顧問の密な連絡…２
・大会予定や練習計画を通して顧問と連携をとっている。その他にも逐一連絡を取り合っている。
・互いの意見を尊重しながら、コミュニケーションをよくとっている。
・練習時等に都度、確認している。
・土日の練習内容と放課後の練習内容としっかり分けてＬＩＮＥ等で連絡をして指導の方向性を統一するようにした。
・「ボトムアップな陸上競技部」を目指した部活動経営・指導の具体の確認と共通理解
・生徒に定期的（＆随時）配布している「陸上シート」を学校担当者にも渡し、現在取り組んでいるチームづくりのポイントやトレーニングメニューを知らせている。
・平日は、担当者がいつも忙しく一緒に指導する機会がほとんどないため、「帰りのミーティング」などで活動場所に来たときに報告や共通理解を図っている。
・突発的な事や緊急性の高いことについては、ＬＩＮＥや電話で確認している。

Q3　課題と考えること（優先度の高いものを3つ）

指導者の確保　４名	練習場所の確保　３名	部員数の確保　２名
練習時間の設定　２名	学校との連携　２名	資格の取得　２名
自身の職場の理解　１名	他市町村との連携　１名	研修の必要性　１名

【羽後中学校職員】

※Ｑ１、２は部活動名や、地域指導者がいるかどうかの設問のため省略

Q3　一貫した指導のために、地域指導者との連携・協力体制をどのようにとっているか。

・部活動計画や練習内容の共有
・練習開始前に指導陣で共通理解を図っている。練習内容についての確認、アイディアの提案は必ず実施し、可能な限り地域指導者の考えを反映させることを心がけ、信頼関係を築いている。
・学校の中で取り組んでいることを伝達し、さらに地域指導者ができることを提案していただいている。
・最初の段階で、指導方針や部員の状態・特性、今後の方向性などについてしっかりと話合い、共有する（予定）。
・ラインで連絡を取り合ったり、直接お話したりして共通理解している
・連絡を密にしながら、同じ考えを共有するようにしている。
・密に連絡を取り合いながら活動を行っている
・連絡を取り合い、指導方針について確認している。

Q4　地域指導者への謝金はどれくらいが適当か

１時間当たり … 1000円（１名）、1500円（２名）、2000円（１名）
１回当たり…… 1000円（１名）、3000円（５名）※教員の引率業務手当と同等くらい　２名
4000円（１名）、5000円（１名）
年間…… 20000円（１名）、50000円（１名）

Q5　町の施設使用に関する要望や意見

・練習内容が限定されている。天井への卓球ネットを設置してほしい。
・活動に必要な設備が整っているので、大変ありがたいです。
・地域の指導をしてくださる方が、町の職員だったためスムーズに使用することができたり、融通を利かせてくださったりして、ありがたかった。
・旧三輪中体育館の吊り上げ式リングの一つが壊れているので、直してもらえると、ありがたいです。

Q6　他団体との合同練習について

・様々な世代の交流ができる。
・よい刺激をもらえた。
・互いに刺激を受けることができるため、機会があれば実施したい。
・少ない人数のチーム同士で行うことで、普段はできない練習ができたり、練習の最後はゲーム形式の練習ができたりするので、有意義だと思います。

2.実証内容と成果②

スポーツ庁

アンケート結果

●アンケート結果⑤「部活動地域展開・地域連携に関するアンケート（令和8年1月実施）」

【町内4小学校　5、6年生】

Q1-1 中学校入学後、部活動に入部したいと思いますか？

	①はい	②いいえ	③わからない
5年生	45	2	12
6年生	70	4	16
計	115	6	28

②、③と回答した理由（複数回答可）	5年生	6年生	計
○学校の部活動以外にやりたいことがあるから	0	4	4
○放課後の時間をゆっくり過ごしたいから	4	4	8
○部活動がどんなものか、まだ分からないから	3	5	8
○中学校に入ってから考えようと思っているから	7	5	12
○その他	0	2	2

Q1-2 入部するとしたら何部を希望しますか？（複数回答可）

①陸上競技	②野球	③男子バスケットボール	④女子バスケットボール	⑤男子バレーボール
⑥女子バレーボール	⑦男子卓球	⑧女子卓球	⑨ハンドボール	⑩ホッケー
⑪剣道	⑫柔道	⑬駅伝	⑭水泳	⑮スキー
⑯吹奏楽	⑰総合文化	⑱盆踊り		

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
5年生	6	6	9	3	5	7	3	2	4	1	2	1	4	3	3	10	3	4
6年生	14	9	11	3	12	3	3	5	11	2	0	1	2	3	3	18	17	9
計	20	15	20	6	17	10	6	7	15	3	2	2	6	6	6	28	20	13

Q2　部活動が地域展開されると、学校の先生だけでなく、地域の方が指導者となる日がありますが、そのことについて心配なことはありますか？

	①ある	②ない	③わからない
5年生	2	51	6
6年生	3	71	16
計	2	122	22

①と回答した理由（複数回答可）	5年生	6年生	計
○学校の先生と地域の指導者とで考え方が違うのではないか	2	1	3
○自分のことを分かってもらえるか	0	1	1
○困ったことがあったときに相談できるか	0	0	0
○その他	0	1	1

2.実証内容と成果②

スポーツ庁

アンケート結果

●アンケート結果⑥「部活動地域展開・地域連携に関するアンケート（令和7年1月実施）」

【町内4小学校　5、6年生保護者】

Q3-2 それはどんな文化・芸術活動ですか？（複数回答可）

①吹奏楽　②合唱　③美術（絵画・工作など）　④家庭（手芸・料理など）
⑤郷土芸能（盆踊り・番楽など）　⑥語学（英会話など）　⑦その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
5年生	8	3	4	5	11	13	1
6年生	6	5	7	11	14	12	2
計	14	8	11	16	25	25	3

＜その他＞書道１名、タイピングやプログラミング１名、
ICTスキル習得等デジタル活動１名

Q4　指導者への謝金を保護者が負担するとすれば、１ヶ月当たりどれくらい負担できますか？

①1000円程度　②2000円程度　③3000円程度　④4000円程度
⑤5000円程度　⑥その他

	①	②	③	④	⑤	⑥
5年生	13	11	12	2	3	3
6年生	16	13	18	3	1	0
計	29	24	30	5	4	3

＜その他＞
・8000円から10000円　１名
・どういうことをお願いするかにより、一概に金額は難しい　１名
・やる内容によって変わると思う　１名

Q5　部活動の地域移行・地域連携について、ご意見があればお聞かせください。

＜5年生＞
・もう少し文書で方向性などを配布していただき、地域展開に向けて機運を醸成していただかないと、なかなか協力しにくい。様々な道があると思うので、見える化をしていただけたら幸いです。
・指導者への月謝は大会や練習試合への同伴、平日の指導回数がどの程度になるのかで額は変わると思います。
・指導者が少ない部活動に関しては、湯沢市等近隣と協力して子供達のやりたいことができる環境を整えて欲しい。
・子供達が主体的に活動できるための体制(環境)の整備が必須。
・誰かの親がコーチになるのはあまり好ましくないです。

＜6年生＞
・部の運営に保護者が関わることなく、指導者の方へ全ておまかせしたい。それであれば謝金は多少高くてもかまわない。スポ少のような運営体制は反対です。
・子供達に部活動の魅力を教えて欲しいとは思いますがそれが指導者の負担になれば継続出来ないのかなと思います。
・先生方の負担も減らすことも大切ですし、子ども達の健全な成長を促すことも大切です。地域の方で指導をしてくださる方がいるなら、地域移行はとてもいいと思います。中学校の部活も、スポ少のように学校と切り離して、別枠にするのもいいと思います。
・指導者の確保を、各協会・各連盟等と連携しつつ、あくまで該当の地方公共団体が主体となって行うことが重要だと思います。
・だいぶ、地域移行（連携）が中体連でも周知してきており、スムーズな大会運びになっています。学校側には個人的に大会を知らせていく形でうまくいっていると感じています。（学校側に把握してもらうのは負担かけると思い。）両立できるかはわかりませんが、できるところまで頑張りたいと本人が強く望んでいます。引き続き、地域連携していけるようご協力お願い致します。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

広報資料

スポーツ教室（硬式テニス）

【対象】
・中学生～成人（親子同伴も可能）

【受講料】
・1,000円（全15回ぶん）
（他に、施設使用料が1回100円かかります）

【開催時期、時間）
・25年6月～10月　毎月1回（第4日曜日午後）　5回
・25年11月～26年3月　毎月2回（第2, 4日曜日午後）　10回
午後１時～５時
合計15回実施

【場所】
・羽後町介護予防拠点施設
（むかしがたり館室内コート）
〒012-1123　雄勝郡羽後町字清水川34-1

【申込み・問合せ】
・羽後町総合体育館（0183-62-1323）
・羽後町テニス協会（今野090-9033-0965）

【その他、用具等】
・ラケット持参（貸し出しも可能です）
・動きやすい服装、シューズ、タオルなど
（出来ればテニスシューズ）
・水、ドリンク等（施設内に自販機は無し）

【スポーツ教室（テニス）】

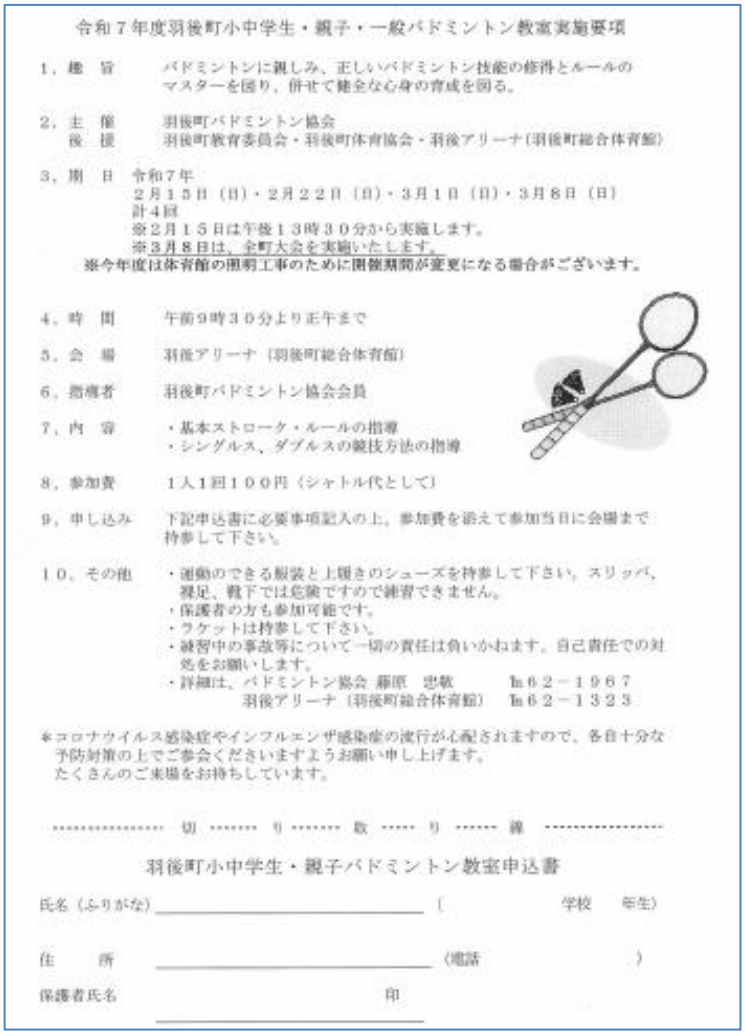

令和７年度羽後町小中学生・親子・一般バドミントン教室実施要項

1，趣　旨　バドミントンに親しみ、正しいバドミントン技能の修得とルールのマスターを図り，併せて健全な心身の育成を図る。

2，主　催　羽後町バドミントン協会
後　援　羽後町教育委員会・羽後町体育協会・羽後アリーナ（羽後町総合体育館）

3，期　日　令和７年
２月１５日（日）・２月２２日（日）・３月１日（日）・３月８日（日）
計４回
※２月１５日は午後１３時３０分から実施します。
※３月８日は、全町大会を実施いたします。
※今年度は体育館の照明工事のために開催期間が変更になる場合がございます。

4，時　間　午前９時３０分より正午まで

5，会　場　羽後アリーナ（羽後町総合体育館）

6，指導者　羽後町バドミントン協会会員

7，内　容　・基本ストローク・ルールの指導
・シングルス，ダブルスの競技方法の指導

8，参加費　１人１回１００円（シャトル代として）

9，申し込み　下記申込書に必要事項記入の上，参加費を添えて参加当日に会場まで持参して下さい。

10，その他　・運動のできる服装と上履きのシューズを持参して下さい。スリッパ，裸足，靴下では危険ですので練習できません。
・保護者の方も参加可能です。
・ラケットは持参して下さい。
・練習中の事故等について一切の責任は負いかねます。自己責任での対処をお願いします。
・詳細は、バドミントン協会 藤原　忠敬　℡６２－１９６７
羽後アリーナ（羽後町総合体育館）　℡６２－１３２３

＊コロナウイルス感染症やインフルエンザ感染症の流行が心配されますので、各自十分な予防対策の上でご参会くださいますようお願い申し上げます。
たくさんのご来場をお待ちしています。

…… 切 …… り …… 取 …… り …… 線 ……

羽後町小中学生・親子バドミントン教室申込書

氏名（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　学校　　年生）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（電話　　）

保護者氏名　　印
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【バドミントン教室】

2.実証内容と成果

スポーツ庁

広報資料

国の方針

◇地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、**多様な体験機会を確保。**
◇少子化の中でも、将来にわたり我が国の子どもたちが**スポーツ、文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。**
◇**自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。**部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

※国は令和５～７年度を、「改革推進期間」とし、地域の実態に応じた地域展開への体制を整備することを各自治体にもとめている。

羽後町の取組

令和７年度末までに全ての部活動で休日の地域展開・地域連携を目指します。

羽後町では、令和３年度から、国の推進事業により，部活動の地域展開を進めてきた。令和６年度には、指導者への謝金（１時間1,000円）、保険料（800円）の半額、その他、会議費等を国の事業費で負担している。（保険料の残り半額は保護者が負担。）

【令和7年度の主な取組】
①持続可能な組織体制の整備
②関係団体との連携の充実（指導者の派遣等）
③新たな指導者の確保
④平日・休日の一貫指導の充実
⑤地域展開実施種目の拡大
⑥生徒がスポーツに親しむ機会の確保



【運営体制】

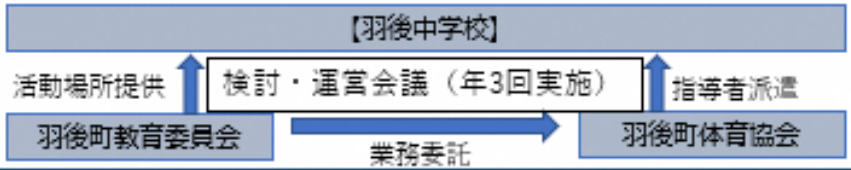

【実施種目】
＜地域展開＞
陸上　柔道　ハンドボール　ホッケー　卓球　野球
男子バレーボール
＜地域連携＞
女子バレーボール　男子バスケットボール　剣道
女子バスケットボール　吹奏楽　盆踊りクラブ
＜スポーツ環境の提供＞
テニス　バトミントン



【アンケートの実施による状況把握】
○地域展開実施種目の部に所属する生徒及びその保護者、実施種目の指導者、羽後中学校職員対象（12月）
○町内小学校5年生、6年生及びその保護者対象（1月）

2.実証内容と成果

スポーツ庁

参考資料（活動写真）



【ホッケー　平日は部活動指導員として指導】



【陸上競技　生徒との対話を大切にする指導者】



【柔道　「遊び」を取り入れた練習メニューで仲間づくり・体力づくり】



【柔道　近隣の地域クラブと合同練習】

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和3年	令和4・5年	令和6年	令和7年
検討・運営委員会設置、検討開始 受け皿団体や指導者の選定 学校現場との調整 生徒、保護者への説明 ▶	一部種目で 活動開始 ▶	運営体制の見直し 受け皿団体の変更 ▶	地域展開・地域連携の拡大 ▶	地域展開・地域連携の拡大及び定着

●ステークホルダー

羽後中学校、部活動保護者会
羽後町体育協会、各競技団体
羽後町教育委員会（学校教育班、総合体育館、中央公民館）

●経過

令和3年に検討・運営委員会を設置し、休日の部活動の地域展開について協議を開始した。運営主体を羽後町スポーツ協会に依頼し、以前から地域の外部指導者が関わっていた3種目で実施を検討した。教育委員会から羽後中学校、部活動保護者会へ趣旨を説明した後、活動を開始した。

令和4年度には実施種目拡大に向けた運営体制整備のために、運営主体を体育協会に変更し、指導者は体育協会からの派遣を基本とした。

令和5年度には、検討・運営委員設置要綱を策定し、体育協会の各単協代表者が委員となり、部活動の地域展開にとどまらず、地域のスポーツ環境整備を考える場とした。また、地域部活動指導者要綱を策定し、指導者の役割、謝金・旅費等の基準を明確にした。

令和3年度の3種目から徐々に拡大し、令和7年度は8種目実施した。

●実施にあたって生じた課題

①全部活動の移行を目指しているが、各部の状況、各競技団体の状況が異なる。また、指導者の負担が大きい。

②地域展開の趣旨や羽後町の取組状況について、十分な周知ができていないため、関係者の不安が大きい。

③部活動を含むスポーツ環境の在り方について明確な見通しがもてていない。

●実施内容、工夫した点等

①各種目の状況に応じ、まずは学校と連携する期間を設定することにより、試行期間を保障した。また、通年で実施する種目、短期間に限定して実施する種目を設定し、状況に応じた段階的な移行を進めた。

②取組を開始した令和3年度から、学校関係者や体育協会関係者、スポーツ少年団関係者等に対する説明会や、町の広報を活用し、趣旨や取組状況の周知を図ってきた。しかし、アンケート調査等で情報提供不足であるという声が多かったため、周知の機会を増やした。令和6・7年度は、小学校の保護者向けの説明も実施した。

③学習指導要領における部活動の位置付け、中体連の動向を踏まえながら、検討している。次年度中に、ガイドラインを策定する予定である。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域連携・地域展開の推進に向けたロードマップ

